

予算決算委員会文教厚生分科会 会議録

日 時 令和6年3月15日（金）

午前10時開会、午後3時41分閉会

場 所 第2委員会室

1 開 会

2 委員長挨拶

3 協議事項

(1) 付託された議案の審査

①議案第27号 令和6年度土浦市一般会計予算～第1表歳入歳出予算歳出中第2款（総務費）（第1項に限る。）、第3款（民生費）、第4款（衛生費）（第1項（保健衛生費）に限る。）、第9款（教育費）、第3表債務負担行為中（小学校長寿命化改良事業、マタニティタクシー利用料金補助金）

②議案第39号 令和5年度土浦市一般会計補正予算（第10回）～第1表歳入歳出予算補正歳出中第2款（総務費）（第1項に限る。）、第3款（民生費）、第4款（衛生費）（第1項（保健衛生費）に限る。）、第9款（教育費）、第3表繰越明許費中（第3款（民生費）、第4款（衛生費）、第9款（教育費））、第4表債務負担行為補正

4 閉 会

出席委員（8名）

委員長 矢口 勝雄

副委員長 田中 義法

委 員 吉田 千鶴子

委 員 鈴木 一彦

委 員 勝田 達也

委 員 福田 勝夫

委 員 平岡 房子

委 員 根本 法子

欠席委員（なし）

説明のため出席した者（22名）

保健福祉部長	羽生 元幸
社会福祉課長	坂本 英宣
障害福祉課長	白田 博規
高齢福祉課長	刈山 和幸
国保年金課長	武井 衛
健康増進課長	水田 和広
こども未来部長	平井 康裕
こども政策課長	菊田 宏巳
こども包括支援課長	佐藤 千加子
保育課長	野中 佑起男
教育長	入野 浩美
教育部長	望月 亮一
教育総務課長	塚本 富美代
学務課長	塚本 耕司
学校給食センター所長	小池 政幸
生涯学習課長	佐賀 憲一
図書館長	武藤 知子
文化振興課長	中澤 達也
博物館副館長	木塚 久仁子
上高津貝塚ふるさと歴史の広場副館長	比毛 君男
スポーツ振興課長	寺崎 敏彦
指導課長	田上 秀之

事務局職員出席者

主 幹 高橋 陽平

傍聴者（なし）

○矢口委員長 ただ今から予算決算委員会文教厚生分科会を開会いたします。委員の皆さんにお願いです。審査の中で委員長報告の中に意見として入れたい事項がありましたら、発言をするときに意見として入れたい旨を言ってください。それでは、協議事項(1)付託された議案の審査に入ります。サイドブックスは、本会議、令和6年、第1回定例会、事前配付資料、議案第27号から32号、令和6年度土浦市予算書を御準備ください。議案第27号、令和6年度土浦市一般会計予算の文教厚生分科会付託分を議題といたします。指名はしませんので、初めに所属名を述べていただいた上で、第2款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費、亀城プラザ管理運営事業から、款項目節順に説明願います。

○佐賀生涯学習課長 サイドブックスの61ページをお願いいたします。2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費で、61ページの説明欄の一番上でございます。亀城プラザ管理運営事業でございます。こちらは、亀城プラザの管理委託並びに3年に1度の建築物定期点検委託でございます。

○坂本社会福祉課長 予算書の88ページをお願いいたします。3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費でございます。主な事業について御説明いたします。説明欄の援護事務事業につきましては、戦没者追悼式開催に伴う費用と土浦市遺族会運営事業補助金でございます。行旅死亡人取扱事務事業のほうは法律等に基づきまして、身元不明の遺体、引取り手のいない死亡人等の埋葬を行う事業で、遺体を引き取るものがない場合、市が遺体を引き取りまして火葬を実施するというものでございます。地域福祉推進事業は民生委員、児童委員の活動に関する経費が主なもので、18節負担金補助及び交付金の補助金の民生委員協議会運営補助金は民生委員、児童委員240人分の補助金でございます。社会福祉施設管理運営事業は土浦市社会福祉協議会への業務委託費と社会福祉センター、新治総合福祉センターの指定管理料が主なもので、89ページの説明欄にあります福祉バス運営委託料は高齢者クラブや障害者団体が福祉事業に活用するもので、高齢者クラブ等の福祉事業に活用するものとなっております。18節負担金補助及び交付金の補助金は、社会協議会職員の人件費の一部とボランティアセンターの運営事業への補助金でございます。総合福社会館施設整備事業ウララ2の総合福社会館の共用部分の修繕に伴う所有者持ち分に応じた費用負担となっております。多機関協働事業は令和5年度から実施しております地域共生社会の実現を目指しまして、土浦型の地域包括ケアシステム、ふれあいネットワークを基に相談事業、参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施する重層的支援体制整備事業の1事業でございます。事業内容につきましては、課題を抱える世帯を関

係する支援関係者全体で支える事業で、社会福祉協議会に委託しております。二つ下の国民健康保険特別会計繰出金、介護保険特別会計繰出金、それから、後期高齢者医療繰出金は当該特別会計への繰出金でございます。なお、詳細につきましては、それぞれの特別会計項目のほうで御説明いたします。

○武井国保年金課長 下段からとなりますが、2目国民年金事務費でございます。国民年金事務費は、国からの法定受託事務に係る経常的な経費で、説明欄、職員人件費の4名分と国民年金事業の会計年度任用職員1名分の人件費のほか事務費でございます。前年度との比較では、人事異動に伴う職員構成の変動により2.4パーセントの増となっております。国民年金の現状といたしましては、令和4年度末の被保険者数は2万3,935人で、対前年度比533人、2.1パーセントの減。同じく、受給者数は、4万1,142人で、前年度比267人、0.6パーセントの増となっている状況でございます。

○白田障害福祉課長 資料90ページ、3目障害福祉費について御説明いたします。項目別に御説明いたします。1節報酬は障害福祉サービスの支給に係る請求審査等の補助事務補助員2名及び障害福祉窓口を設置配置しております手話通訳者の会計年度任用職員の報酬、また、障害福祉サービスの支給に係ります障害支援区分の審査委員10名の報酬でございます。3節職員報酬は、1節報酬の会計年度任用職員に係ります期末勤勉手当でございます。7節報償費の主なものは、まず障害者福祉対策事業にて実施しております心の病気などで悩んでいる方の相談を行う心相談事業の相談を担当します精神科医師への報酬になります。また、相談支援事業にて実施しています障害福祉に関係する機関が集まり、障害のある方への支援体制を検討する機関、土浦市自立支援協議会の委員の報酬、専門部会委員等の謝礼になります。10節需用費、主なものは、事務用消耗品購入のほか昨年4月に施行しました土浦市手話言語の普及の促進に関する条例に係ります手話普及事業などがございます。手話普及事業では、聴覚に障害のある方への理解や、手話への理解を目的といたしまして市内の小学校3年生に手話を分かりやすく解説した冊子を配布いたしますが、その冊子の購入費用になります。11節役務費、主なものは障害者福祉対策事業にて実施します障害者優先調達推進法に基づきます障害者の就労施設等への業務発注の手数料、こちらは郵便物の封入作業などを行っていただいております。ほかに障害者自立支援給付費、支給事業にて実施しています障害のある方の日中の活動支援します生活介護や、就労への移行を支援します訓練給付費等の障害福祉サービスの提供のための費用、その費用の支払事務に係ります国保連合会の事務手数料や、障害福祉サービスを利用するに当たり障害支援区分の認定審査を必要とします医師意見書の作成手数料がございます。つづいて、12節委託料について御説明します。障害者自立支援センターの指定管理料でござ

ございます。この事業は本市が身体に障害のある方に日中の活動、生活の場を提供している事業で、土浦社会福祉協議会に委託して実施しております。このほか主な委託事業といたしましては、資料の同じページ、91ページの説明の欄の中の中段のほうにございますが、障害者社会参加活動事業費がございます。これは障害のある方に就労の場を提供し、訓練を行う事業で、社会福祉協議会に委託しております。委託の内容といたしましては市役所の1階、福祉の店ポプラというものがございます。また、中央一丁目のほうに同じポプラ中央店、こちら2店舗のほうで障害のある方に販売等の業務を行っていただくものでございますが、その支援と運営業務を委託しております。資料の次のページ、92ページを御覧ください。説明の欄、上から丸4つ目の記載のございます相談支援事業と同じページ、92ページの説明の一番下の欄、地域活動支援センター事業、こちらは土浦社会福祉協議会のほか社会福祉法人の事業所に委託をいたしまして障害のある方の相談業務などを行っております。つづいて、13節使用料は県外施設入所の者の調査などの出張費用や障害福祉サービス請求の検査システムでございまして、そちらの使用料でございます。18節負担金は、諸会議の出席負担金であります。障害福祉課、最後になります。障害福祉の予算の多くを占めます19節扶助費について御説明いたします。主なものは、障害や難病のある方への福祉手当や資料の91ページ下段から92ページ上段にかけて記載のあります障害者自立支援給付費支給事業の費用でございます。この給付費の支給事業の内訳は、居宅介護や生活介護の介護給付費、グループホームや就労移行支援などの訓練等給付、そのほか障害のある児童にサービスを提供します障害児給付費等の福祉サービスの提供のための費用がございます。障害福祉の御説明は以上でございます。つづきまして、4目つくしの家管理運営費について御説明いたします。資料は93ページをお願いいたします。この管理運営費は、土浦市上高津にございます、本市が直営で運営しております障害者支援施設、土浦市つくしの家の管理運営費でございます。予算の項目の主な用途を御説明いたしますと、1節報酬は利用者の健康時の嘱託医の person 費、2節給与、3節職員手当、4節共済費は利用者支援費や看護師などの会計年度任用職員の person 費になります。7節報酬は利用者の歯科健診時の医師衛生士への謝礼、8節旅費は利用者の遠方での野外活動などの時に行う職員の手当でございます。10節需用費とそれ以降の予算につきましては、資料の次のページ、94ページの説明の欄を御覧いただきたいと思っております。10節需用費は、事務用消耗品や利用者への給食提供のための食材購入費等です。11節役務費は電話代や利用者の保菌検査等の費用、12節委託料は建物管理のための機械警備などの費用、13節使用料賃借料はコピー機などのレンタル費用などです。18節負担金は、つくしの家が加盟しています福祉事業所の協議会等の負担金であります。最後に、26節公課費は、公用車の自動車重量税でございます。

○矢口委員長 ここまでの点につきまして御質疑はございますでしょうか。

○勝田委員 障害福祉課の手話冊子購入費用とあったと思います。203万3,000円。配布対象者の数とその手話冊子の中身を簡単に御説明していただけますか。

○白田障害福祉課長 御質問いただいた手話の冊子のほうなのですが、来年度は小学校3年生のみの配布になります。令和5年度と本年度につきましては、3年生から6年生までは初めての配布になりますので、小学校3年生から6年生まで配布させていただきます。来年度以降は小学校3年生になった方に配布を続けていきたいという事業になっております。こういう冊子なのですが、たっちゃんと言葉という本当に簡単な手話の入門編です。興味を持っていただくというのがまず第一歩かと思ひまして、小学校でも理解しやすいような内容になっております。

○勝田委員 後でちょっと見せてください。それと、これはお配りして学校で何か授業の中で使われるというような想定なのですか。

○白田障害福祉課長 学校のほうにまず配布させていただきます。御案内などを入れながら配布させていただきますのですが、これを受け取った御本人さんや御家族の方が手話、聴覚障害って何だろうとか、手話って何だろうと、まず興味を持っていただく。学校のほうでこれをやってくださいというような授業の指示といたしますか、指定はないのですが、総合学習とかの中で手話ですとか、是非障害福祉に触れてみたいという御要望をいただければ、職員のほうでその時間を使わせていただいて、御説明、御案内をさせていただきますと考えております。

○福田委員 二つほどお伺いしたいのですが、一つは91ページの自殺です。自殺予防事業というところで、今の自殺者は減っていないんですね。残念ながら。そういう点で、本市では自殺者は何人ぐらいいるのか教えてください。それから、二つ目は訪問の入浴サービスの件なのですが、昨夜も地震が三陸沖でありました。地震の時の入浴サービス、そういう点でこの訪問入浴サービス、各施設に訪問入浴サービスの車両というのは2台とか、3台とか各施設にあるのでしょうか。

○白田障害福祉課長 まず訪問入浴のほうから御説明させていただきます。障害者の方への訪問入浴といいますか、自宅のお風呂で入浴が困難な方のほうに入浴できる風呂おけといいますか、それを車に積んだ状態で御自宅に伺って、御自宅のお部屋で入浴していただくような内容になっています。土浦市で自己所有はしておりませんので、民間の事業所のほうに委託する形で行っております。現在委託に協力いただいているのが少し記憶が定かでないのですが、3社確かあったかと思ひます。日中活動の場で外に出る、昔でいうデイサービスのほうに来ていただける方はそういうところで入浴いただくのですが、どうしてもそれが外出困難だという時点で、在宅のほうで運営しているものですから、その台数程度。おそらく介護保険とを兼ねているような事業

になっているかと思います。もう1点、自殺者の数のほうなのですが、私のほうで今ここで資料がございませんので、ちょっとこの人数ということではないのですが、大体年間20から30ぐらいを推移しているような数字かと思います。実際自殺をしたという決定で記録が出るものでない場合、要は御家族の方が自殺という言葉を使いたくないような形で不審死とかいいますか、そういう形で出る場合もありますので、実際これが本当の自殺者数なのかどうかというと、ちょっと定かではないところなのですが、記録上はそういう形になっております。

○**勝田委員** 福祉タクシー利用料金助成事業に関して伺いたいのですが、これは障害をお持ちの方にタクシー券をお配りするような内容でよろしかったですか。

○**白田障害福祉課長** おっしゃるとおりでございます。障害のある方、重度等級の方で自己所有している自動車のほうの税金を減免されてない方など限定はあるのですが、タクシー券を交付させていただきまして、お支払の時にその金券を使っておくと。それを受け取りましたタクシー事業所のほうから、土浦市のほうにその券と合わせて請求をいただくような形でお支払をしているような制度でございます。

○**勝田委員** タクシー料金の値上げに伴って、お配りするタクシー券の変更というのはあるのでしょうか。

○**白田障害福祉課長** 現在、値上げをしますという決定にはなっておりませんが、緊急の社会の情勢、そういったものを加味しながら使い方といいますか、金券を全て使い切っているかどうかの確認など、そういった確認作業から始めまして、500円券になっておりますので、それを1枚、1回なのかどうかということなど、そういったところからまず検証してまいりたいというふうに考えております。

○**矢口委員長** では、私のほうから1件お伺いしたいと思います。国保の事務費の国民年金事務費、昨日の歳入の説明の際に国保支出金で、社会福祉費委託金として国のほうから地方に委託している事務費の分が入ってきております。このお金で事務費が賄われているのかどうか。もし足りてないのであれば、その考え方を御説明いただければと思います。

○**武井国保年金課長** 国から全額ということですので、その辺の額に関しては今までのところ不足等はございません。

○**矢口委員長** 分かりました。ほかになれば、次に進みたいと思います。

○**刈山高齢福祉課長** 94ページの下目になります。老人福祉費を御覧ください。老人福祉費につきましては、高齢者の方に対する各種福祉サービスや老人福祉センターの管理運営、重層的支援体制整備事業等に係る経費で、前年度と比べ2.3パーセントの増となっております。主な事業について説明させていただきます。説明欄2つ目の老人福祉対策事業につきましては、結婚後50年の金婚を迎えた方々をお招きし

て行う金婚をたたえる集いや、100歳を迎えられた方々をお祝いする敬老事業に係る経費、老人福祉センター3か所と、ふれあいセンターながみね、真鍋庁舎の施設整備修繕に係る修繕料、そして、95ページにわたりまして高齢者クラブ活動費やシルバー人材センターに対する補助金のほか高齢者や介護者が健康保持と心身の安らぎを得られるよう、はりきゅうマッサージ施術費の一部を助成する、はりきゅうマッサージ施術助成費や、65歳以上の要介護5又は5の認定を受けている方で福祉施設に入所していない方に支給される寝たきり老人等福祉手当などの扶助費が主なものでございます。95ページ、一つ飛びまして老人ホーム入所措置事業でございますが、こちらにつきましては、在宅で日常生活を営むのに支障がある高齢者に対し心身の状況、その置かれている環境等を総合的に勘案し、養護老人ホームの措置を実施する事業でございます。入所に当たっては判定委員会の判断が必要になり、その委員の報酬と現在入所中の1名の措置費と面談のための職員の旅費でございます。次の社会福祉協議会事業につきましては、土浦市社会福祉協議会に委託している事業や、老人福祉センター3か所の指定管理料及び送迎バス運転に係る委託料のほか社会福祉協議会に対する補助金でございます。次の高齢者補聴器購入費助成事業につきましては、令和5年度からの事業で、聴覚の低下により日常生活に支障がある高齢者に対し補聴器購入費の一部を助成する事業です。対象者は市内居住の65歳以上の方で、聴力の低下により日常生活支障がある身体障害者手帳の交付を受けていない方を対象とし、購入費の2分の1、上限2万円を助成するものです。令和5年度は100人分200万円の予算で、令和5年8月には予定数に達したため、6年度は150人分、300万円を計上しております。96ページをお願いいたします。社会福祉法人等利用者支援事業につきましては、社会福祉法人自らが低所得者に対し訪問介護、通所介護、ショートステイ、特別養護老人ホーム入所に係る利用者負担額を軽減した場合に、軽減額の一部を助成し、介護保険サービスの利用促進を図るもので、本事業を実施する社会福祉法人に助成するものでございます。次の介護サービス特別事業につきましては、介護保険の居宅サービスは月当たりの支給限度額が定められております。その額を超えた分は自己負担となりますが、要介護4又は5の方につきましては限度額を超えたサービス費の一部を助成するもので、本市独自のサービスでございます。次の居宅介護サービス利用者負担額助成事業につきましては、低所得者に対する軽減策として居宅介護サービスの利用者負担額の一部を助成するもので、本市独自のサービスでございます。一つ飛びまして、ふれあいセンターながみね管理運営事業につきましては、ふれあいセンターながみねの指定管理料、建物の定期点検委託料及びLED照明器具の借入料でございます。LED照明器具につきましては、国の地球温暖化対策計画、土浦市役所環境保全率先行計画に基づき照明器具をLEDに変更するもので、令和6年

度はふれあいセンターながみねが対象となったものでございます。なお、設置費用が高額となることから、リース方式により費用の平準化を図るものでございます。次の高齢者移送サービス事業につきましては、土浦地区タクシー協同組合が運営するデマンド型福祉交通、のりあいタクシー土浦の年会費の一部を助成するための経費でございます。免許を返納した方に対しましては年会費の全額を助成して行っております。一つ飛びまして、地域包括支援センター運営事業、重層的支援体制整備事業につきましては、高齢者が住み慣れた地域で尊厳ある生活を継続することができるよう、高齢者のニーズや状態に応じてサービスが切れ目なく提供するための総合相談支援業務、権利擁護等業務、包括的継続的ケアマネジメント支援事業を市内2か所の地域包括支援センターに委託しております。その運営のための委託料、そして、市内の中学校区に設置してあります地域包括支援センターのランチの運営委託料が主なものでございます。また、一つ飛びまして、生きがい対応型デイサービス事業、こちらも重層的支援体制整備事業でございます。市内中学校区8か所で高齢者の健康や生きがいづくりを実施する講座や、市民活動等と憩いの場を提供する生きがい対応型デイサービス事業を実施する団体に対する運営費の補助でございます。97ページをお願いいたします。上のシルバーリハビリ体操教室事業、こちらにつきましては高齢者が要介護、要支援の状態にならないように地域における住民主体の介護予防活動の育成支援を行うための経費で、シルバーリハビリ体操教室運営の委託料が主なものでございます。4つほど下に飛ばしていただきまして、一人暮らし老人等緊急通報システム事業につきましては、一人暮らし老人等の急病、事故、災害等の緊急時に迅速、かつ適切に対応を図るため、緊急通報装置を貸与し、一人暮らし老人等の不安を軽減するために要する経費で、委託料が主なものでございます。次の老人福祉センター等整備事業につきましては、市内老人福祉センター3館と、ふれあいセンターながみねの施設の環境整備を行い、より快適な施設料とするための事業でございます。令和6年度は老人福祉センターつわぶきの高圧ケーブル更新工事を予定してございます。

○武井国保年金課長 つづきまして、6目医療福祉費でございます。医療福祉費は、小児、ひとり親家庭、妊産婦、重度心身障害者等に対する医療福祉費支給制度、通称マル福に係る経費で、前年度比5パーセントの増となっております。主なものとしたしましては、11節役務費は、県国保連合会と社会保険診療報酬支払基金に対する診療報酬明細書の審査手数料でございます。19節扶助費は、マル福により医療費の自己負担分を助成するもので、県と市で2分の1ずつ負担する県制度と、市で全額を負担する市単独分がありまして、説明欄2区分記載の区分による助成をするものでございます。つづきまして、8目後期高齢者医療給付費は、茨城県後期高齢者医療広域連合への負担金で、前年度との比較では、3.6パーセントの増となっております。説

明欄、18節負担金の後期高齢者医療広域連合市町村負担金は広域連合の人件費や事務経費等に対する負担金、また、後期高齢者医療給付費、市町村負担金は医療給付費に係る負担金でございます。

○坂本社会福祉課長 9目生活困窮者自立支援事業費でございます。本事業は、経済的に困窮し、最低限の生活を維持することができなくなるおそれのある生活困窮者に対し生活保護に至る前の段階から支援を行い、自立の促進を図るものでございます。生活困窮者自立支援事業の主な経費は、19節の扶助費、住居確保給付金で、離職等により経済的に困窮し、住宅を失う、又は失うおそれのある方に就職に向けた活動をするなどの条件で家賃相当の給付金の支給を行うものの原資でございます。99ページの自立相談支援事業は、自立に向けた相談体制を確立する事業の社会福祉協議会への委託料でございます。生活困窮者支援等のための地域づくり事業は、同じく社協への委託料で、各地区公民館にいる地域ケアコーディネーターである社協職員の人件費の一部でございます。

○矢口委員長 ここまでの説明について御質疑はございますでしょうか。

○吉田(千)委員 ただ今御説明いただきました生活困窮者自立支援事業ということで、生保に至る前の事業であるということなのですが、どのように対象者が分かるようになっている、その仕組みと申しますか、そこをちょっとお伺いできればと思います。

○坂本社会福祉課長 こちらは、例えば自立相談支援事業というものを社協で行っていて、社協のほうに相談にこられた方を対象にしまして、その場合、例えば職を失って寮を出されてしまう可能性があるとか、そういった相談を受けた時には、まず社協のほうで住居確保のための給付金の受付等を行いまして、その内容が社会福祉課のほうに行きまして、給付金の対象になるかならないかというようなことの調査をしまして、給付金を行うというのもあります。それから、同じように就労準備支援員というものがございますので、そちらの方の状態を聞いた時には、生活のリズムの崩れや社会との関わりといったところを調査しまして、就労準備につながるような形でのバックアップを行っていくといったところで、まずは相談事業のほうでよく話を聞いてというようなことから行っております。

○吉田(千)委員 とても分かりやすい説明でした。人数見込みで今回予算を立てていただいておりますが、その辺どのぐらいの人数というのを。実績からとは思いますが、その辺りを教えていただきたく存じます。

○坂本社会福祉課長 例えば住居確保給付金ですと、令和4年度、そちらのほうでの実績、それから、令和3年度の実績等で今回は50世帯の方が約5か月というような形での予算を組んでおります。ただ、住居確保の方ですと、その方が何か月になるの

か、1か月になるのか、3か月になるのかというがあるので、一概には言えないのですが、50世帯、5か月というようなことで見込んでおります。

○吉田(千)委員 この事業が生活保護に至らないように、本当にそういった方を救っていくといいますか、支援していくという、そういう事業かと存じます。この事業によって過去に立ち直っていかれた、そんなお話がもし何えれば有り難いのですが。

○坂本社会福祉課長 この方たちというのが、職を失う可能性があるですとか、失ってしまったということで、過去2年間以内の方が対象でやらせていただいております。その場合、ハローワーク等々に年何回ぐらい通ったのかとか、そういったことの調査をしてからになりますので、そういった方々を対象としているので、実際にその方々が給付金が切れた後に生活保護になったのか、それとも、そのまま就職できたのかというのを追いかけていないものですから、実績というのはちょっと分からない状況になっています。

○吉田(千)委員 なかなかその辺を追いづらいというか、そこまでなかなか手もない状況ということが分かりました。しかしながら、本当に自立していける、そこをしっかりと、大変でもお世話になりますが、よろしくお願ひしたいと存じます。

○福田委員 95ページの補聴器購入時の利用者の件ですが、予算では昨年100人で、今年は150人。私の周りでも本当に補聴器購入が非常に好評です。さすが土浦はやることが早いと。ただ、2万円ではなくて、もう少し欲しいなという人もいますけれども、150人で大丈夫なのでしょうか。

○刈山高齢福祉課長 補聴器購入につきましては、昨年からは始まった事業でございまして、昨年当初ということで、100名分の2万円ということで予算をいただいたところでございます。好評でございまして、8月には100人分が終了してしまったというような実態がございました。ただ、100名を超えた後に問合せ等が少なかったものですから、この影響というのはどのくらいなのかというのがちょっと図り知れなかったところがございます。ただ、好評で、始まった当初で100人を超えているという状況がございましたので、財政サイドのほうにお願いしまして、人数を増やして、150人分ということで考えたところでございます。また、今年度の状況を見させていただいて、財政サイドのほうに交渉していくというようなことは考えてございます。

○矢口委員長 ただ今の補聴器の件について私も質問しようと思っていたのですが、今の刈山課長の説明でよく分かりました。ただ、年度途中で予算足りなくなった時には、途中でも財政措置を考えていただきますよう是非よろしくお願ひいたします。

○勝田委員 生活困窮者自立支援事業に関して伺いたいのですが、生活保護はまた別に項目がありましたでしょうか。要は生活保護も多分増えていると思いますが、本人の希望で脱出をするということもすごく大事だと思うのですが、生活保護状態になら

れた方が働く先ができたりして、保護状態ではなくなりましたというような推移というのが分ければ教えていただきたかったです。こちらの項目で良いでしょうか。違うところで質問したほうが良かったですか。

○坂本社会福祉課長 生活困窮者自立支援のほうは生活保護になる前の方が対象になってきておりまして、もちろん生活保護のほうの保護費、こちらのほうとはまるっきり別で予算措置されているものです。実際に生活保護というのは現在減ってきていないというのが状況でして、何度か御説明させていただいてるように、保護世帯のほうは増えているというような状況なので、実際に増減何人の方というようなことのみ数字しかちょっと掴めてはいないのですが。

○勝田委員 今回の予算の中で、生活保護に関しての項目で質問して良いところがありますか。あればそちらで聞きます。これからですか。

○坂本社会福祉課長 はい。

○勝田委員 ごめんなさい。その時にまた。

○矢口委員長 そのようにお願いします。ほかにございますか。

○根本委員 先ほどの補聴器のことで申し訳ございません。補助金の2万円というのは、片方の補聴器だけですか。1つにつき2万円が出るのでしょうか。

○刈山高齢福祉課長 2万円につきましては、片耳の2分の1補助でございまして、限度額2万円というような形で設定させていただいております。この金額につきましては、開始時期に他市町村等の比較等をさせていただきまして、2万円ということで作らせていただいております。

○根本委員 そうすると、両耳が必要な方は。

○矢口委員長 両耳着ける人は4万円出るのかという質問でしょうか。

○刈山高齢福祉課長 申し訳ございません。片耳だけということで制限しておりますので、2万円までで作らせていただいております。

○吉田(千)委員 ただ今の件の関連なのですが、補聴器を常時着けるという状況ではない方にそういった状況を今支援をしてくださっているという理解でよろしかったでしょうか。

○刈山高齢福祉課長 こちらの補聴器につきましては、障害を受ける方については、障害福祉課のさんのほうで作らせていただいております。そこまでに至りませんが、日常生活に支障があるということで外出等を控える高齢者がおりますので、そういったところを考慮しまして、このように補聴器ということで作らせていただいておりますので、よろしく願いいたします。

○吉田(千)委員 先ほど説明いただいたとおりなのですが、今回一般質問でございましたが、骨伝導ということで、受付で難聴者という方、常に補聴器を着けているわ

けではないけれども、聞き取りづらいとか、そういった方に対する対応として窓口でそういった対応ができるのかどうかという、そういった関係の質問があったかと思えます。そのことについては、今後何か考えていくという状況なのかどうか。その辺りについて教えていただければというふうに思います。

○白田障害福祉課長 窓口対応の状況といたしましては、確かにそういう方も年に1人か2人いらっしゃるのかなと感じています。そういった方に大きな声を出してしまうこともありまして、それでも本人が聞き取れば良いのですが、周りの方がちょっとびっくりしてしまう場面もあるのかなと。ちょっと状況を調査といいますか、加味しながらどうするかを、ほかの自治体の様子などを調べながら研究してまいりたいと思っております。細かい個人的な情報の話などいろいろ出る場合もということでしたが、元々その障害の話は個人、プライベートの話が多いものですから、大きい声を出す出さないに関わらず本当にもう聞き漏れてはいけないような話ですと、個別のお部屋などを御用意させていただきまして、相談などそういう事情の場合には、別部屋に移動してお話を伺っている場面もございます。そういった状況で、少し時間をいただきながら調査してまいりたいと考えております。

○吉田(千)委員 御丁寧な御説明いただきました。いろいろなことを調査していただきながら、本当に聞く側も話す側ももちろんなのですが、聞く側も安心して聞き取る状況が大事なのだろうなというふうに思いますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。

○平岡委員 94ページから95ページにかけて、本当に老人福祉対策をよくやっけてくださっていると思ひて感謝しております。その中で、老人福祉対策事業の12番の委託料の寝具洗濯乾燥消毒サービス事業、それから、これは感想なのですが、今はなかなかシルバー人材センターに登録される方が少なく、なかなか市民の需要についていけないというような話をちらっと聞いたことがあります。この状況と、本当に恥ずかしい話ですが、よく分からないので教えていただきたいのですが、補助金と書かれている中の下のほうに、高齢者と子供のふれあい事業補助金、写真か何かで見たことがあるのですが、これはどんなことをやっているのか具体的にということと、扶助費のほう、はりきゅうマッサージ、これは大変お世話になっております。そして、これも分からないので教えていただきたいのですが、社会福祉協議会事業の委託料で、一人暮らし老人、愛の定期便、これの具体的な内容も教えていただけると嬉しいです。

○刈山高齢福祉課長 寝具洗濯につきましては高齢者の方のお布団ですが、なかなか洗濯等を出せない方につきまして年間で4回まで洗濯、乾燥を実施しているところでございまして、実績としましては令和4年度が43名の方で125件、洗濯をさせていただいているところでございます。あと、高齢者クラブのふれあい事業ということ

でございますが、生活文化の伝承ですとか、いわゆる高齢者と児童の世代間交流、そういったものを推進させていただいております。その事業をやっているところに補助金として交付をしているというような状況でございます。令和4年度は18クラブに補助金を支出しているところでございます。一人暮らしの愛の定期便につきましては、こちらはヤクルト等の乳酸飲料などをお配りしまして、その時にヤクルトの配達される方が直接手渡しをさせていただいて、高齢者の安否確認をさせていただくというような事業でございます。

○矢口委員長 ほかにはございますか。

(「なし」という声あり)

○矢口委員長 なきようですので、次にまいります。第2項児童福祉費からお願いいたします。

○菊田こども政策課長 99ページをお願いいたします。第2項児童福祉費について説明させていただきます。第1目児童福祉総務費は、こども未来部職員に係る人件費などに要する予算でございます。前年度と比べまして1,744万9,000円、6.9パーセントの増ですが、人件費の増分が影響しております。事業別に御説明させていただきます。まず職員人件費につきましては、こども未来部のこども政策課、こども包括支援課、保育課の職員、34名分の人件費で、昨年度と比べて2,062万7,000円、8.7パーセントの増でございます。

○佐藤こども包括支援課長 次の児童福祉対策事業は、子育て相談から児童虐待等のあらゆる相談に対し要支援児童等の早期発見と継続的支援を行うもので、会計年度任用職員の家庭児童相談員2名の報酬等が主なものです。

○菊田こども政策課長 その下のこども計画策定事業につきましては、こども基本法に基づく、こども計画、そして、子ども・子育て支援事業計画、子どもの貧困対策計画、ヤングケアラー対策の計画を一体的に策定してまいります。6年度には5年度中から検討してきたアンケート調査を実施して子ども・子育て会議を5回ほど予定し、意見をいただきます。予算のほうは、第1節報酬は会議開催に係る委員報酬、第12節委託料は計画策定委託料です。その下のこども政策管理事業は、こども未来部の幹事課としての必要経費などの計上でございます。自転車乗り方教室開催事業は、主に4歳以上の子供が自転車に乗れるようにする教室の開催でございます。年2回、春、秋に開設しておりまして、それぞれ1時間程度の教室を1日当たり4回ほど実施します。場所はりんりんポートや大屋根下を予定しております。予算は第12節サイクリングイベント開催委託料、14節使用料賃借料は大屋根下での開催の場合の来場者に係る駐車場使用料でございます。

○野中保育課長 2目児童福祉対策費につきましては、前年度比で5.7パーセントの増となっております。こちらは、こども未来部の傘下の事業が混在しているため、上から順番に御説明させていただきます。それでは、説明欄の上から1段目、児童健全育成事業につきましては、各地区の市民委員会に補助金を支給し、チャレンジクラブ事業を通じて小中学生の健全育成を図っており、各地区で年10回程度開催しているものでございます。次の段の子育て交流サロン運営事業、これは重層的支援体制事業になりますが、こちらは、わらべなど市内に2か所あり、子育て中の親同士や子供同士が交流できる場を提供することにより子育てに関する不安解消などを目的として実施しており、主に厚生保護女性会への委託料になります。

○菊田こども政策課長 ファミリーサポート事業につきましては、子育ての手助けをしたい人と手助けが欲しい人をそれぞれ会員として組織化しまして地域の中で支えながら子育てを支援するものでございます。活動内容は、保育施設までの送迎、保育終了後の子供の預かり、学校の放課後や放課後児童クラブ終了後の預かり、買い物、外出の際の預かりなどでございます。第12節委託料ファミリーサポート事業委託料につきましては業務を社会福祉協議会へ委託しております。

○野中保育課長 次の段になります。こどもランド運営事業につきましては、土浦駅前のウララビル8階で子供たちが豊かな情操と創造力を育めるよう、安心安全な遊びと学びの場を提供することを目的として実施しており、主に会計年度任用職員の人件費になりますが、来年度は指導員のほうを1名増員することから、増額となっております。

○菊田こども政策課長 子どもの学習支援事業につきましては、生活困窮世帯の子供に対して学習支援の提供や、児童等の悩みや進学についての助言を行うものでございます。週1回、土日のいずれか又は平日に2時間から3時間程度、5か所で実施しております。第12節委託料で、子どもの学習支援事業委託料は休日実施分につきましては社会福祉協議会へ、平日実施分につきましてはNPO法人へ委託して実施しております。つづきまして、産前産後家事ヘルパー派遣事業ですが、支援が必要な妊産婦に対して家事援助サービスを提供し、産前産後の精神的、肉体的な負担を軽減して虐待等のリスクを未然に防止するものでございます。事業費は12節委託料、産前産後家事ヘルパー派遣委託料で、利用者はワンコイン500円の自己負担で妊娠中又は産後1年以内に利用できるものとしております。令和6年の2月の下旬から事業を開始しております。101ページの上から5段目にある子育て世代訪問支援事業と一体的に実施するものでございます。つづきまして、101ページの上から2段目の子育て情報発信事業は、出産子育てを応援するスマートフォン向けのアプリケーションの運営経費でございます。

○野中保育課長 説明欄の上から4段目の保育施設循環支援事業につきましては、新規事業になります。市内の保育施設60施設に対する立入調査や保育中の死亡事故等の重大事故を防止するため、長年保育士として勤務していた元保育所長から助言や指導を行っていただくもので、支援員1名の人件費となっております。

○佐藤こども包括支援課長 つづいて、子育て世帯訪問支援事業ですが、令和6年度から実施する事業で、支援が必要な子育て世帯や日常的に家事を行うヤングケアラーのいる家庭に対し家事支援サービスを提供し、養育環境を整え、児童虐待を防止するもので、民間ヘルパー事業所への委託料の計上です。

○菊田こども政策課長 結婚支援事業で、少子化対策の観点から結婚を支援する取組をしております。18節の負担金補助及び交付金のうち、負担金として少子化対策事業運営経費負担金は、会員制のパートナー探しや婚活パーティーの開催などの結婚支援を行ういばらき出会いサポートセンターの運営費負担金の計上でございます。さらに、結婚新生活支援事業補助金のほうですけれども、結婚新生活支援事業としまして新婚世帯を対象に新生活のスタートに係る費用、住宅賃貸の初期費用、引越費用を補助しております。

○佐藤こども包括支援課長 利用者支援事業は、こども家庭センターにおいて、妊娠期から子育て期にかけて母子保健と子育て支援の両面から切れ目ない相談支援を行う会計年度任用職員の助産師と子育て支援コンシェルジュの報酬等です。産後ケア事業は、産後ケア実施施設への宿泊や助産師の訪問等により心身のケアや育児サポート実施することで産後の支援体制を強化し、母子の健康増進、児童虐待防止を図るもので、委託料が主なものです。妊婦訪問支援事業は、妊娠期からの相談支援を継続的に実施し、安全な出産や児童虐待の予防を図るもので、相談支援に関わる会計年度任用職員、保健師、助産師の報酬等が主なものです。

○菊田こども政策課長 出産子育て応援事業の経済的支援のほうですが、令和4年度の国の第2次補正予算で事業が開始されたもので、妊娠出産時の孤立感、不安感を解消するため、伴走型の相談支援と経済的支援を一体的に実施して、妊婦及び子育て家庭が安心して出産、子育てができる環境整備を行うものです。経済的支援は、妊娠届出時及び出生届等の際の面談で申請を促しまして、出生や育児関連用品の購入などに充てられるよう、それぞれ5万円ずつの現金支給を行っております。年間出生見込み数は約800人を想定しております。

○佐藤こども包括支援課長 伴走型相談支援につきましては、先ほどの説明がありました面談時に妊婦や産婦と相談支援を行う助産師、事務員等の人件費でございます。

○菊田こども政策課長 102ページをお願いいたします。マタニティータクシー利用料金助成事業です。妊産婦が検診時などに利用するタクシー料金の一部助成を行い、

妊娠、出産に伴う経済的負担を軽減して少子化対策にも寄与するものでございます。

1枚500円のタクシー利用券を40枚、2万円分を交付いたします。令和6年候補者につきましては、令和7年度に差し掛かっての利用が見込まれることから、令和7年度で利用する分について債務負担行為を設定をいたします。つづきまして、第3目児童手当費につきましては、1億9,423万8,000円の10.6パーセントの増でございます。令和6年の10月から児童手当が抜本的に拡充されます。拡充の内容としましては所得制限の撤廃、高校生年代までの支給期間の延長、第3子以降の手当の増額、支払回数の変更で、今まで年3回だったところを偶数月の年6回への変更となります。今年度事業内容としまして改正の周知、新規認定申請の対応を行って、支給時期は6月、10月、12月、2月となります。受給者数は約1万1,000人、対象児童数は1万7,586人と見込んでおります。つづきまして、第4目母子父子福祉費につきましては、3,421万6,000円、5.6パーセントの減です。児童扶養手当の減の影響でございます。まず児童扶養手当支給事業につきましては、昨年と比べて約5.1パーセントの減でございます。児童扶養手当は、主に母子父子家庭を対象に18歳になった年度末までの児童を養育しているものに支給する手当です。全国消費者物価指数により手当額が変更になりますが、令和6年度予算は令和5年度の支給単価で算定しております。次の遺児手当支給事業につきましては、その遺児手当については、父母の一方が死亡した義務教育終了前の児童を養育している方に支給しておりまして、市の独自事業でございます。その下の高等職業訓練促進給付金等事業ですが、ひとり親世帯の親が就職に有利な資格の取得を支援するものでございます。昨年度と比べて約24.3パーセントの減となっておりますが、令和5年度で卒業される予定の方が多くいらっしゃいまして、令和6年度は12名分で見込んでおります。

○佐藤こども包括支援課長 1段飛びまして助産事業は、経済的理由で入院助産を受けられない妊婦に対する指定助産施設での分娩費用を助成する扶助費の計上です。

○菊田こども政策課長 母子父子福祉の一番下の特別児童扶養手当支給事業ですが、この特別児童扶養手当は、20歳未満の障害を持つ児童を監護する父母又は養育者に支給する手当です。県からの手当支給に係る事務の委託を受けまして申請受付や書類の送付や進達を行っているものです。11節役務費の通信運搬費は、書類の郵送料でございます。

○野中保育課長 5目保育所費につきましては、公立保育所4所及び認定こども園土浦幼稚園の管理運営費で、市内4か所の民間保育に設置している地域子育て支援センター運営委託料が主なものとなっております。前年度比で26.7パーセントの減となっております。減額の主な要因は、認定こども園土浦幼稚園の開園によりまして昨年度まで整備工事費等がありましたが、それがなくなったためでございます。それ

では、主な事業について御説明させていただきます。下から1段目の保育所管理運営事業につきましては、公立保育所4所の会計年度任用職員の人件費や委託料等の管理運営費が主なものとなってございます。104ページのほうをお願いいたします。説明欄上から1段目の保育所建築物定期点検事業につきましては、公立保育所4所におきまして3年に1回の定期点検が義務付けられていることから、来年度に実施するものでございます。下から1段目の認定こども園土浦幼稚園運営事業につきましては、昨年10月に開園した土浦幼稚園の会計年度任用職員の人件費や委託料等の管理運営費が主なものとなってございます。105ページをお願いいたします。上から2段目の公立保育所等主食提供事業につきましては、公立保育所の3歳から5歳の給食を保護者の負担を軽減するために主食を施設で提供し、完全給食を実施するもので、昨年10月から認定こども園土浦幼稚園で実施し、令和6年度から神立保育所でも実施するために増額してございます。次の段の医療的ケア児保育支援事業につきましては、公立保育所等において医療的ケア児を受け入れる体制を整備するもので、5年度は荒川沖保育所で受け入れ、6年度は認定こども園土浦幼稚園でも受け入れを行うための看護師の人件費を増額してございます。次の段の認定こども園土浦幼稚園建築物、定期点検事業につきましては、公立保育所と同様に3年に1回の定期点検が義務付けられていることから、保育所の点検に合わせて来年度に実施するものでございます。

○**菊田こども政策課長** 公立保育所民間活力導入事業ですが、霞ヶ岡保育所につきまして、公立保育所民間活力導入計画の後期計画に基づいて昨年民間活力導入事業者選考を行いまして、社会福祉法人祥風会を選定して、民間活力導入に伴う協定を締結いたしました。令和7年の4月からの移管に向けて、事業費の18節民間活力導入円滑化事業補助金につきましては、引継ぎ保育の人件費に係る補助金としての26万円の計上でございます。

○**野中保育課長** 次の段の公立保育所ゲストティーチャー事業につきましては、こちらも新規事業になります。公立保育所において日常の保育活動以外に特色のある保育として外部の専門講師を呼んで、英語教室、自転車教室、体操教室を実施するための講師の報償費になります。次の段の保育所ICT導入事業につきましては、こちらも新規事業になります。公立保育所において認定こども園土浦幼稚園、こちらは既に導入しており、公立保育所3か所におきましても職員の負担軽減や保護者の利便性の向上を図るため、保育所における登園、公園の管理、保護者との連絡、午睡チェックなどを行う保育業務等支援システムのほうを導入するための委託料となってございます。次の段の地域子育て支援センター事業につきましては、親子での遊びの指導や親同士の仲間づくり、子育て講演会等を開催しております。主なものは、直営のさくらんぼの会計年度任用職員の人件費と民間保育園4施設でお願いしている子育て支

援センターの委託料になります。それでは、106ページのほうをお願いいたします。6目私立保育園費につきましては、民間の保育園、認定こども園、地域型保育施設等に入所する児童の幼児教育、保育に係る経費の支出が主なもので、前年度比で6.3パーセントの増となっております。増額の主な要因としましては、国におきまして今年度と同様に私立の保育園や認定こども園等に所属する保育士等の処遇改善事業を継続し、人事院勧告を踏まえた保育士等の人件費の公定価格を改定し、増額を予定していることと、霞ヶ岡保育所の運営を民間に移管し、整備費用の一部を補助するための増となっております。また、各保育施設に支払う給付費につきましては、年度末で金額が確定するため、不用額が多くなっておりましたが、令和4年度に導入した保育所給付システムにより年度末を待たなくても給付費の実費が分かるようになったため、私立保育園運営事業及び地域型保育運営事業につきましては増額し、私立認定こども園運営事業及び私立幼稚園運営事業については減額をしております。107ページをお願いいたします。下から4段目の私立保育園整備事業になりますが、こちらは公立保育所民間活力導入実施計画に基づき霞ヶ岡保育所の運営を民間に移管するため、民間保育所の整備に係る費用の一部を補助するための増となっております。それでは、108ページをお願いいたします。こちらの7目児童館費につきましては、重層的支援体制事業としまして市内3か所に設置している児童館の管理運営に関する経費の支出で、前年度比で4.5パーセントの増となっております。増額の主な要因は全ての児童館で会計年度任用職員に勤勉手当が支給されることとなったため、人件費等が増額となったものでございます。

○矢口委員長 児童福祉、本当に様々な事業が行われているということを改めて思ったところですが、皆様からの質疑はございますでしょうか。

○吉田(千)委員 保育施設巡回支援事業が新規ということで、この事業に至った何か背景があったらその背景と、1名ということでございますが、どのようにして何か所、どんなスパンで回っていくのかなどその辺を詳しくお聞かせいただければと存じます。

○野中保育課長 本市のほうで一昨年になりますが、7月30日のほうに認可外保育園のゆうゆう託児園のほうで死亡事案がありまして、そちらのほうで県のほうの検証委員会が行われたのですが、そこで市のほうの対応に立入検査などの手順のほうが悪かったといいますか、少しおろそかだったという御指摘もありまして、こちらのほうで立入調査など実際その保護者と保育園のほうとコミュニケーションをとることによって、事前にその課題等を把握するために設置するものでございます。今回こちらは1名になっていますが、市の職員で、保育所の所長の再任用が切れるので、その方を雇用したいと考えてございます。

○吉田（千）委員 それで、何か所、どのぐらいを回っていくのか。細かいところで恐縮ですが。

○野中保育課長 一番重点的に回っていきたいと思っておりますのは、やはり認可外保育施設、こちらのほうを新年度になってできるだけ早く、こちらの相談員と職員で回っていきたいと思っております。全ての施設、60と書いてあるのですが、回りまして、特に認可外保育施設のほうは2回、3回など回れるだけ回っていきたいと思っております。

○吉田（千）委員 そうした中で様々な課題があった場合に、行政とその先生がしっかり御相談の上、手当をしていくという。また、同じといたしますか、そういった課題を共有していただければなど。ほかのところもそのことを共有していただければと思いますので、大変お力注いでいただくことになろうかと思いますが、何卒よろしくお願い致します。続いてよろしいですか。あと1点だけ。先ほどお話ししていただいた助産事業ということで、これは普通分娩でなかなかないところをというようなお話だったのか、改めて教えていただければと存じます。

○佐藤こども包括支援課長 助産事業につきましては経済的に困りの妊婦さん、例えば生活保護の方、外国人で不法滞在の方など出産の費用が出せない妊婦さんに対して出産の費用を助成するもので、普通分娩の費用又は帝王切開になった場合もより掛かりますが、そういった費用も助成をする事業でございます。

○吉田（千）委員 これは何年か前から事業をしていただいているのでしょうか。

○佐藤こども包括支援課長 制度自体はもう大分前からあったようですが、予算化したのが令和3年度からの事業になりまして、実績としましては令和3年度にお1人の方の利用があっただけでございます。

○吉田（千）委員 こうした事業があるのがよく分からないので、そういったことにつながらないということも何かちょっと見えるのかなという気はいたします。その辺ここにつなげるとしたらどうしたら良いのか、私どもも知っておいたほうが良いかなと思ったので、教えてください。

○佐藤こども包括支援課長 なかなか広く周知をしているという事業ではございませんが、大体私たちがケースを把握するのは、病院のほうからこういった費用が払えない妊婦さんがいますよということで御案内いただくことが多いです。こちらの助成事業につきましては、県内2か所の指定病院が決まっておりますので、そちらでの出産になります。

○吉田（千）委員 命を救うというところから考えると、様々な背景があつてのことかと思えます。病院からのお知らせ、指定された病院ということでもありますので、限

られたことにはなろうかと思いますが、何かありましたら、御相談をさせていただければと存じます。

○鈴木委員 地域子育て支援センター事業が受重層的支援体制整備事業になっていて、あと、各児童館の運営事業も重層的支援体制整備事業に位置付けているということは、本当は歳入の時に聞くべきだったのかもしれませんが、重層的支援体制整備事業と名乗ることによって国から別にお金が来るのですか。

○坂本社会福祉課長 この重層的支援体制整備事業というもののなのですが、今まで各課が行っていた事業、当然その事業の対象は国からの補助金対象になっていたものを、今回国のほうで令和5年度からなのですが、地域の中でどのような問題が発生しているのかというのを横断的に見ていきなさいというような形がありまして、その中で土浦市のほうは地域包括ケアシステム、ふれあいネットワークというのを各中学校地区で行っております。それらを基にしまして相談支援や参加支援、それから、今回のような地域づくりに向けた支援といったものを一体的に行うということで、重層的支援体制整備事業という形の補助金体制をとりまして、それらを各課が行ってる事業を統合して補助要求をするといったような形になっておりますので、今までも補助は付いていたものを一つにまとめているというような形になります。

○鈴木委員 その辺りは何となく理解できるのですが、実際児童館の利用者数など地域子育て支援センターの利用者数等から類推していくと、実際にそれだけの効果が見込まれる対象数があるのだろうかという疑問があるのですが、その辺りはどういうふうに見込んでいますか。

○坂本社会福祉課長 どのくらいの効果を見込めるかという大前提としまして、以前から行っていた事業で、それらも当然補助を受けていたので、効果の程、例えばそれが重層的支援体制事業として入れていくんだというようなことで国からの指示があった内容をこの体制の中に入れていたので、効果があるかないかというよりも、もうやっているからということで補助対象にしていくという形になっています。

○福田委員 101ページの子育て世帯訪問支援、土浦市は非常にきめ細やかに支援をしていることを私も改めて感じました。そこで、何人ぐらいの利用者を想定しているのかを教えてください。

○佐藤こども包括支援課長 こちらの子育て世帯訪問支援事業につきましては、令和6年度からのスタートの事業になりまして、予算上は3世帯の方を想定しております。

○矢口委員長 ほかに質疑はございませんか。

(「なし」という声あり)

○矢口委員長 なきようですので、次にまいります。説明をお願いいたします。

○佐藤こども包括支援課長 8目療育支援センター管理費でございます。療育支援センターの管理運営に係る経費で、前年度比で4.6パーセントの増です。1節報酬は、会計年度任用職員管理員1名の報酬です。つづいて、110ページをお願いします。12節委託料は、園児送迎バス委託料を始めセンター管理に係る経費です。つづきまして、9目つくし学園費は3歳から就学前までの発達に支援が必要な幼児を通園させ、保育士等が集団生活を通じて基本的な生活習慣の確立に向けた療育指導を実施します。前年度比で2.2パーセントの減でございます。111ページをお願いします。10目つくし療育ホーム費です。就学前までの肢体不自由児の児童の機能訓練と発達に支援を要する児童への集団指導を行う2つの教室を実施しております。前年度比で13.0パーセントの増です。1節報酬は、会計年度任用職員指導員1名分の人件費です。11目幼児言葉の教室費は、就学前までの幼児に対し心理職や指導員が言語コミュニケーション等の個別指導等を実施します。前年度比で5.3パーセントの増です。1節報酬は、会計年度任用職員相談員及び指導員9名分の人件費です。12目早期療育相談費は、心理職による発達に関する一般的な相談業務と相談支援専門員がサービス等利用計画の作成を行う2つの業務を実施しています。前年度比で11.3パーセントの増です。1節報酬は、会計年度任用職員主任相談員1名と相談員2名分の人件費です。

○野中保育課長 つづきまして、13目放課後児童費につきましては、市内小学校16校で実施している放課後児童クラブと放課後子供教室を運営するための事業費で、前年度比で32.6パーセントの増となっております。増額の主な要因は、特に放課後児童クラブ推進事業で今年度に債務負担行為を設定させていただきましたが、12節の委託料において、令和6年度から東小学校児童クラブについて直営から民間委託等に変更するためと人件費の増、市の会計年度任用職員のほうでも勤勉手当の支給を見込んでいることから、人件費について増額をしております。また、神立小学校の第4児童クラブ室新設につきまして先日の事前委員会でも御説明させていただきましたが、プレハブ造りから木造で建設するため、実施設計委託料と今年度と同様に工事請負費として児童クラブ整備工事費のほうを計上しております。

○坂本社会福祉課長 112ページの下の方、3項生活保護費、1目生活保護総務費は、生活保護業務に係る職員の人件費、事務費等が主なものでございます。生活保護対策事業は、生活保護事業運営に係る事務経費となっております。それから、生活保護費返還訴訟に係る代理人委任事業は、生活保護法に基づき返還金を極めて悪質なケースとして返還金を求める訴訟の弁護士委託費用でございます。生活保護医療扶助オンライン資格確認導入事業は、生活保護基幹業務システムからオンライン資格確認等のシステムをマイナンバーを基に資格情報、それから、医療券の情報を医療機関と連

携するためにシステム改修を行うものでございます。つづきまして、113ページ、2目の扶助費は、説明欄記載のとおり生活保護に係る8種類の扶助費及び中国残留邦人に対する支援金並びに就労自立給付金、進学準備給付金等となっております。前年度と比べまして2.98パーセント、約3パーセントの増となっております、やはり医療扶助費が前年と比べて1.41パーセント、それから、住宅扶助費は4パーセント増えてございます。生活保護の状況なのですが、令和6年2月末現在、保護者の方は1,488人、世帯数で1,268世帯となっております、現時点では人数で27人、世帯数では40世帯増となっております。

○矢口委員長 それでは、ただ今のところまでで質疑はございますでしょうか。

○勝田委員 生活保護のところを再度伺わせてください。私も知っている会社さんで、生活保護の方を今回雇ったんですよという事例を聞いたことがあります。本当にお守りするのが非常に大事ですけども、御本人の希望があつて自立できるのであれば、そこから自立されるということも非常に大切なことかと思えます。そういった意味で、その自立するようなシステムといいますか、それに対しての支援があるのかと、実際にはそういった数といいますか、どのように推移しているのか、お分かりになれば教えてください。

○坂本社会福祉課長 委員のおっしゃられたとおり就労ができそうだと、それから、就労したという場合にある程度の期間を追いかけさせていただいて、どのくらいの収入で生活がどのくらいできているのかというようなことを調査した結果でなつたのですが、そちらの113ページにありますような扶助費のところにある就労自立給付金というものがございまして、こちらのほう、例えば上限は10万円なのですが、10万円のほうを就労できた方、そういう方のその後の収入状況に合わせてなのですが、10万円の支給を行うというようなことの予算立てをしております。こういう場合、過去にどのくらいの人数がいたかということで予算立てをするのですが、例えば令和4年度ですと3名の方がこの就労自立給付金を受けております。今年度は4名の方を予定しております、2世帯以上で就労できました場合は15万円という形で予算立てをしております。

○勝田委員 そうしますと、3名から4名ぐらいが就労されてこれを受け取られたというそういう実績ということですね。分かりました。ありがとうございます。

○矢口委員長 ほかにございますか。

(「なし」という声あり)

○矢口委員長 なきようですので、つぎにまいります。説明を引き続きお願いいたします。

○水田健康増進課長 115ページをお開きいただければと存じます。ここからは4款の衛生費に入ってまいります。4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費となります。前年度比で3パーセントの減となっております。健康増進課及び子ども包括支援課、母子保健係の職員の人件費と各種団体への負担金や補助金が主な経費となります。2つ目の丸、保健衛生事業につきましては、前年度比で45.5パーセントの増です。会計年度任用職員分の報酬及び職員手当によるもののほか献血の普及啓発と推進活動を行っていただいております献血推進協議会への補助金、土浦市医師会が運営する准看護学院への補助金となります。その下、骨髄移植ドナー助成事業につきましては、昨日目黒議員からの一般質問にもお答えさせていただいたとおり前年度同額で予算のほうは取ってございまして、骨髄等の提供のための通院、入院及び面接に要した日数1日につき2万円を助成する事業でございます。つづきまして、2目予防費でございます。予防接種法に基づく定期及び任意予防接種並びに感染症対策に関する経費となります。前年度比で0.9パーセントの減となっております。各種予防接種事業につきましては前年度から微増、その要因といたしましては会計年度任用職員1名の増。下から2行目を御覧いただければと存じます。予防接種健康被害救済給付金につきましては、現在国に給付金を申請している方が認定された際の給付金を想定して計上をさせていただいているものでございます。こちらは、国の10分の10の負担金によるものでございます。新型コロナワクチンの無料接種につきましては、事前委員会でも御説明をさせていただいていたとおり令和5年度で終了し、令和6年度からは定期接種となります。接種者への費用助成につきましては、まだワクチン単価が未定なことから、第2回定例会6月の定例会のほうで補正予算を計上する予定でございます。116ページをお願いいたします。骨髄移植等に係る定期予防接種再接種費用助成事業につきましては、20歳以下のお子様は骨髄移植等の医療行為により既に接種を行っている予防接種の免疫が消失してしまいますことから、その再接種について費用助成を行うことにより感染予防を図るものでございます。その下、各種予防接種事業子宮けいがん予防接種事業につきましては、令和4年度から定期接種の接種勧奨を再開し、また、キャッチアップ接種につきましても開始をさせていただいております。キャッチアップ接種につきましては、令和6年度が最終年度の予定でございます。つづきまして、3目地域医療対策費につきましては、休日緊急診療事業及び寄付研究部門など地域医療に係る経費となります。予算は、対前年度比で微減となります。地域医療対策事業につきましては対前年度比で微減で、在宅診療方式で、休日緊急診療を内科、外科、歯科に委託しているものと夜間における重症救急患者の医療を確保するため、土浦協同病院、東京医科大学茨城医療センター、霞ヶ浦医療センターに輪番制により運営をお願いしているものとなります。その下、医療体制強化

事業、25節寄付金につきましては霞ヶ浦医療センター内に筑波大学附属病院、土浦市地域臨床教育センターを設置するために筑波大学に対する寄付金で、寄付研究部門教員5名に係る経費となります。その下、公的医療機関運営支援事業、18節負担金補助及び交付金の補助金につきましては、公的医療機関であります土浦協同病院に対して特別交付税制度を活用した補助金となります。その下、救急医療体制強化支援事業、18節負担金補助及び交付金の補助金につきましては、市内にある私的2次救急告示医療機関である神立病院及び県南病院の救急搬送受入体制の円滑化を図り、本市の救急医療体制を強化するための補助金となります。4目市民健康管理費は、運動普及推進事業や食生活改善事業及び栄養相談などの市民の健康づくりに係る経費となり、対前年度比で51.4パーセントの増となりまして、その要因は説明欄の2項目目にありますとおり健康つちうら21計画の策定費用によるものとなります。1つ目の丸、保健対策推進事業につきましては栄養改善食育推進運動普及推進のための地区組織の育成強化を図り、健康意識の高揚と健康づくりの啓発普及を図るもので、12節委託料は市民の健康づくりを推進している食生活改善推進協議会及び健康づくりのための運動習慣の普及を行っていただいております運動普及推進連絡協議会、また、健康まつり開催のための委託料となるものでございます。令和6年度の健康まつりにつきましては、昨年同様、イオンモール土浦を会場に土日2日間の開催を予定しておりまして、令和6年度は6月29日の土曜日をプレとしてパネル展示、30日の日曜日は祭り当日という形で準備を始めたところでございます。健康つちうら21計画策定事業です。令和2年3月に策定した第3次健康つちうら21について計画の推進及び評価を行うとともに、令和7年から11年度までの5年間を計画期間とする次期計画を策定するものでございます。117ページをお願いいたします。5目健康増進事業費でございます。こちらは、健康診査、各種がん検診、保健指導、健康教育の実施により生活習慣病を予防し、市民の健康の保持増進を図る事業に係る経費となります。予算額につきましては、対前年度比で微増となります。1つ目の丸と2つ目の丸、健康増進事業及び大腸がん医療機関検診事業は、先ほど申し上げましたとおり健康診査、胃がんや子宮がん、乳がんなどの各種がん検診、健康相談、健康教育の実施、それから、国の補助事業であります新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業に係る経費となります。3つ目の丸、生活習慣病予防事業、血圧血糖教室につきましては、令和4年度からの取組で、高血圧や糖尿病などの生活習慣病を理解し、予防への行動変容につなげることで、健康増進及び重症化予防を図る事業となります。保健センターを会場に保健師、管理栄養士などに加え食生活改善推進員や運動普及推進員さんにも介入していただき、6回のコースを実施するものでございます。その下、禁煙外来治療費助成事業につきましては、令和4年度に新規事業として開始をいたしましたが、内

服薬が使用禁止となり、令和5年度は事業を止めてございました。貼り薬として使えるニコチンパッチも効果がありますことから、令和6年度から再開するものでございます。一番下、若年がん患者等の在宅療養支援助成事業につきましては、介護保険制度の対象外である40歳未満で、がんなどで自宅療養中の方に対しまして生活上の必要な支援として利用した訪問介護等に要した費用の一部を助成し、本人とその家族の不安の軽減、生活の質の向上を図るものでございます。

○佐藤こども包括支援課長 118ページをお願いします。6目母子保健事業につきまして御説明いたします。6母子保健事業は、妊産婦、乳幼児の健康診査や保健指導などにより母子の疾病の予防と健康増進、児童虐待の予防を図るための事業に係る経費で、生後1か月児の健康診査費用助成の新たな実施により前年度比で4.6パーセントの増です。主な事業としまして1番目の母子保健事業は、集団健診等に従事する医師、看護師等の報償費、医師会や歯科医師会で行う妊婦、産婦、乳児健診等の委託料が主なものです。次の段、母子保健管理事業は、乳幼児健診や育児相談等の母子保健事業に従事する専門職などの会計年度任用職員の人件費が主なものです。119ページをお願いします。3段目の1か月児健康診査支援事業は、令和6年度から新規で実施する事業です。乳児が医療機関で受ける1か月児健診の費用を一部助成し、子育て世帯の経済的負担を軽減するとともに、疾病等の早期発見や育児状況を把握することで必要な相談支援を行うものです。主な計上は、医療機関への委託料、県外等で受診した場合の償還払の扶助費でございます。

○水田健康増進課長 つづきまして、7目診療所費でございます。保健センターに併設されております休日緊急診療所の運営に係る経費となります。予算は、前年度比で2.5パーセントの減でございます。1節報酬は、診療所管理者の報酬及び従事している看護師、事務員の報酬。11節需用費のうち、医薬材料費は診療所用医薬品に係る経費で、実績に応じて減額してございます。12節委託料のうち、休日緊急診療所委託料は、診療所の医療業務を土浦市医師会及び土浦薬剤師会に業務委託している経費となります。8目保健センター費は、土浦市保健センター及び新治分室の2施設に係る管理経費で、予算は前年度比で微減となります。令和5年度予算は燃料費高騰により10節需用費の光熱水費を増額いたしました。令和5年度の実績に応じまして令和6年度は減額してございます。120ページをお願いいたします。2行目の委託料のうち、建築物定期点検委託料は、建築基準法第12条による3年に1度定期点検が義務付けられているものでございます。

○矢口委員長 それでは、ただ今の点につきまして御質疑ございますでしょうか。

○吉田(千)委員 1か月児健康診査が今年度からということで、対象者は何名になるのか教えていただければと存じます。

○佐藤こども包括支援課長 対象者は予算上830人の乳児で計上してございます。

○吉田(千)委員 830人ということでその方々にこちらからお知らせをしてという流れになると思います。そこに来てくださる方は有り難いのですが、そのほかに漏れてしまった場合、なかなか小さい子を連れてくるというのが難しい現状もあるのかなと思います。その辺について何か考えておられることがあればお伺いできればと思います。

○佐藤こども包括支援課長 まずは新規事業でございますので、受診するための受診票を作成して対象の方に基本的には妊娠届があった時に、ほかの妊婦健診の受診票や産婦健診の受診票と一緒にお渡しする予定でございます。新規事業なので、既に妊娠届が済まれている方に対しては郵送で受診票をお送りする予定であります。医療機関のほうにもポスター等を作成しまして周知を予定しております。

○吉田(千)委員 本当に手厚い支援が届くような事業になればというふうに思います。

○福田委員 118ページになると思いますが、土浦は産婦人科が多かったんですね。子供を産むなら土浦だと。そういう時代があったのですが、現在、市内でお産ができる医療施設はどのくらいあるのでしょうか。

○水田健康増進課長 市内で今お産ができる医療機関は2医療機関でございまして、土浦協同病院と霞ヶ浦医療センターの2つになります。近隣では、牛久、つくば市にもございますけれども、市内は今2つになってございます。

○矢口委員長 ほかにございますか。

(「なし」という声あり)

○矢口委員長 なきようですので、これについてはここまでといたします。暫時休憩いたします。

(午前11時57分休憩)

(午後1時再開)

○矢口委員長 再開いたします。第9款から再開です。説明をお願いいたします。

○塚本教育総務課長 午後から教育委員会となります。予算書は165ページをお願いいたします。9款教育費、1項教育総務費、1目教育委員会費は、教育委員会の運営に関する経費でございます。右側説明欄をお願いいたします。教育委員会運営事業、1節報酬は教育委員4名分の報酬、8節旅費から18節負担金補助及び交付金までは例年とおりの計上でございます。なお、13節使用料及び賃借料は、5年度から導入いたしました教育委員会定例会等のペーパーレス化に伴うタブレット使用料でございます。2目事務局費は、教育委員会事務局の運営等に係る経費でございます。右側説明欄、特別人件費、職員人件費は、教育長及び教育委員会事務局の職員に22名分の

人件費でございます。つづきまして、教育一般管理事業は、教育委員会事務局の運営に係る経費で、例年どおりの計上でございます。主なもののみ説明をいたします。12節委託料は、校外学習や各種大会等における児童生徒送迎用バスとして教育委員会が所有するバス3台の運転管理委託料及び不足する際、追加で民間バスを借上運行委託をする際の児童送迎用バス運行委託料でございます。18節負担金補助及び交付金につきましては、166ページをお願いいたします。説明欄、上から3項目目の派遣指導主事市町村負担金は、指導課に在籍しております茨城県からの派遣指導主事7名分でございます。つづきまして、奨学生育英事業は経済的理由により高校進学が困難な者に対し奨学資金を給付することにより、その意思を達成することを目的としております。7節報償費は選考委員会委員報酬3名分、18節負担金補助及び交付金は小学生35名分に係る育英事業補助金でございます。

○田上指導課長 学校教育指導事業でございますが、市内各学校の教育活動の充実と教育水準の向上を目指す事業でございます。大きなものでは、児童生徒の下校時間に防犯パトロールを実施するスクールガードリーダー及び指導課内の事務処理を補助する補助員の報酬、需用費では、新1年生に配布するキャリアノートや3年生に配布いたします私たちの土浦の印刷製本費になります。使用料及び賃借料は、市内中学校の合唱祭で利用する市民会館の使用料となっております。つづきまして、外国語指導事業でございます。市内全校に配置をしております外国語指導助手、ALTの派遣業務に係る役務費でございます。3年間の複数年契約の初年度となります。つづいて、教育相談室管理運営事業でございます。市民の教育問題一般に対する電話による相談活動と不登校児童生徒に対する適応指導を中心に活動しております教育相談室の管理運営のための予算になります。報酬は、相談室長以下、教育相談員その他計9名の人件費となります。167ページをお願いいたします。心の教育相談員配置事業でございます。市内全中学校に配置をしております生徒の相談支援活動を行う相談員の報酬となります。つづきまして、いばらき教育の日推進事業でございます。生徒の自己教育力や家庭、地域の教育力の向上を図る目的で、いばらき教育の日、教育月間に、市内8中学校にて趣旨に合った講師を招いて生徒、保護者、地域住民を対象とした教育に関する講演会等を実施するものでございます。報償費は、講師の謝礼でございます。つづきまして、いじめ防止対策事業でございます。教育委員会、学校並びに警察等で組織をしております土浦市いじめ問題対策連絡協議会の委員報酬等になります。つづきまして、部活動改革推進事業でございます。市内中学校に配置をしております会計年度任用職員の部活動指導員及び休日部活動地域移行を推進いたします部活動改革主任推進員の報酬となります。つづきまして、スクールロイヤー活用事業でございます。報償費は弁護士による児童生徒へのいじめ予防のための出前事業の実施費用、委託料

はスクールロイヤーによる法務相談の委託料となっております、相談業務、答責業務、講師業務がございます。つづきまして、地域スポーツ文化クラブ運営事業でございます。持続可能な部活動改革の一つとして段階的な休日部活動の地域クラブ活動の推進に際し、任意団体、土浦市地域クラブ活動推進協会への業務委託、地域学校との連携を図り、生徒のニーズに応じた活動環境の確保を含めた地域移行の実現を目指し、事業を運営するものでございます。委託料は県からの部活動地域移行等委託金で、事務局運営に係る費用となっております。負担金補助及び交付金は、地域クラブ活動運営費補助金といたしまして地域クラブ受益者負担金である月額2,000円の参加費及び保険料を1年分補助するものでございます。168ページをお願いいたします。特別支援教育推進事業でございます。報償費は、発達障害を含む障害のある子供たちに一貫した支援を行うための方策を協議する特別支援連絡協議会の出席者への報償費及び教員に対して支援内容方法に関する指導助言を行うために派遣をしております巡回相談員への報償費、教員志望の大学生を学校等に派遣する学生支援員への報償となっております。また、学校行事への手話通訳者を派遣するための報償費も計上をしております。つづきまして、学力向上対策事業でございます。委託料は、土浦市独自で実施をしております小学校2年生から中学校3年生までの標準学力調査に係る費用と、教員が指導力を高めるために令和6年度から2年間にわたって市内小学校で実施をしております事業研修の研究委託料となります。つづきまして、環境教育推進事業でございます。主体的に環境保全に取り組む児童生徒の育成のために環境教育に関する教材等の購入をサポートするものでございます。つづきまして、学校活性化TT特別配置事業でございます。市独自の事業といたしまして、小規模校のため職員数が少ない菅谷小学校に学級担任とともに児童の指導を行うTT非常勤講師を配置するための報酬となっております。つづいて、学校生活支援員配置事業でございます。学校生活に適用できない児童生徒に対して支援指導を行い、児童生徒の安全と学校生活の安定及び向上を図る目的で警察官OBを学校生活支援員として市内の学校に配置をするための報酬となっております。つづきまして、教育相談室及び宍塚書庫改修事業でございます。経年劣化により老朽化しております教育相談室及び宍塚書庫の改修工事に伴う費用となります。給水ポンプからの漏水が確認されたため、給水ポンプユニットの新設工事を実施するものでございます。

○塚本学務課長 事務局関係事業につきましては、学務課の事務に係る経費などで、プリンタートナー、事務用消耗品等の購入及び学区審議会、教育支援委員会の委員報酬が主なものです。情報教育関係事業につきましては、12節委託料が主でございます。教育用、校務用パソコン及び各サーバーのメンテナンスを行います小中学校パソコンメンテナンス委託料や児童生徒及び教職員のICT活用に関する支援のために

ICT支援員を配置します学校ICT支援委託料が主な経費です。169ページに続きます。教育支援員相談員配置事業につきましては、特別な教育的支援を必要とする未就学児及び児童生徒の適正な就学先について、審議を行います教育支援委員会における調査や資料作成を行う教育支援員相談員に係る経費です。学校ホームページ管理委託運営事業につきましては、ホームページを新しく構築しまして学校の情報をより効果的に発信するためのリニューアル及び管理運営に係る経費です。

○矢口委員長 それでは、ここまでの点につきまして、御質疑はございますでしょうか。

(「なし」という声あり)

○矢口委員長 なきようですので、次の説明をお願いいたします。

○塚本教育総務課長 169ページ、2番目の表をお願いいたします。2項小学校費、1目学校管理費は、小学校15校と新治学園義務教育学校前期課程の管理運営に関する経費でございます。右側説明欄をお願いいたします。小学校管理員配置事業は、学校管理員15名分の人件費でございます。

○田上指導課長 小学校図書館司書配置事業でございます。報酬及び旅費は、小学校全校に配置をしております司書16人分の経費となります。つづきまして、小学校教員業務支援員配置事業でございます。増加する学級担任等の業務を支援することで、教員がより児童生徒への指導や教材研究等に注力できる体制を整えるため、市独自に教員業務支援員を全校に1名配置するための報酬及び旅費の経費となります。

○塚本学務課長 小学校管理事務事業につきましては、市内15の小学校と新治学園義務教育学校前期課程の管理運営に関する経費です。主なものについて御説明いたします。7節報償費は、卒業記念品が主な経費でございます。10節需用費は、光熱水費などが主な経費でございます。11節役務費は、学校の校務用電話機の電話料が主な経費でございます。170ページに続きます12節委託料の主なものは、プール学習委託料及びプール学習バス運行委託料であり、新治学園義務教育学校前期課程の児童の民間プールの利用及び学校からの移動に伴う経費のほか令和5年度から新たに民間プール及び水郷プールを利用することとなりました小学校5校に係る経費です。13節使用料及び賃借料は、複写機使用料が主な経費となります。新入学児童ランドセル購入事業につきましては、市立小学校義務教育学校に入学する新1年生の保護者の経済的な負担を軽減するために新入学児童の入学のお祝いとして贈呈しておりますランドセル及び通学用リュックサックの購入経費です。小学校産業廃棄物処理事業につきましては、市立小学校の適正な学校生活環境の維持を図ることから、日常的に配置されます廃棄物を定期的に処分するための経費です。小学校放送機器更新事業につきましては、小学校において緊急時の放送を確実に行えるよう、小学校の老朽化しまし

た放送機器を更新するための経費及び機器の賃借料などが主な経費でございます。小学校校務用電話機更新事業につきましては、学校において外部との通信を確実にこなせるよう、小学校の老朽化した校務用電話機を備品購入により更新する経費でございます。

○塚本教育総務課長 小学校施設管理事業は、小学校及び義務教育学校前期課程の施設設備等の維持管理及び修繕等の経常経費でございます。12節委託料、説明欄の8項目目、建築物定期点検委託料は、建築基準法に基づく3年に1度の法定点検でございます。171ページをお願いいたします。13節使用料及び賃借料は屋内運動場及び校舎棟のLED照明器具の借上料、14節工事請負費は小学校施設の補修工事費でございます。つづきまして、小学校校庭芝生管理事業は、グラウンドの芝生化を行っている右小及び土浦小学校に関する経費でございます。小学校受変電設備機器更新事業は、保守点検により指摘の不適合箇所及び更新時期を超えた受変電機器について年次計画で更新を行うものでございます。今年度は真鍋小学校を予定しております。

○塚本学務課長 小学校特別支援教育支援員配置事業につきましては、小学校に在籍する支援が必要な子供たちを学校生活の中で支援介助するための特別支援教育支援員の配置に伴う報酬などが主な経費です。小学校校務用ICT環境整備事業につきましては、教職員1人1台の校務処理用パソコン、校務系インターネットの利用料、校務支援システムの使用料、また、校務用センターサーバーの賃貸借満了に伴います保守延長委託料や校務処理パソコンのセキュリティソフトのライセンスを購入するための権利使用料などが主な経費でございます。スクールバス運行委託事業につきましては、学校の統廃合などにより登校距離が遠距離となった4つの小学校の児童に対する通学支援策として運行しておりますバスの経費でございます。小学校医療的ケア児童支援事業につきましては、医療的ケアを必要とする児童などのために看護師を確保し、適切な配置を行うための経費です。小学校図書システム管理事務管理事業につきましては、学校図書の効率的な貸出しを行うためにバーコードシステム管理による図書システム及び図書館のパソコン使用料に係る経費でございます。

○田上指導課長 つづきまして、2目教育振興費に移ります。172ページになります。小学校教育振興事業の12節委託料でございますが、こちらは社会の変化に適切に対応できる教育を推進する目的で、市内小学校に総合的な学習の時間への研究委託料を交付するものでございます。

○塚本学務課長 小学校学習用ICT環境整備事業につきましては、ICTを効果的に活用した事業による児童の学習理解を深めるため、電子黒板システムや学習系端末のネットワーク環境を構成する機器の整備更新に係る経費です。主なものについて御説明いたします。12節委託料は、学習系サーバーの賃貸借の契約満了に伴う保守延

長委託料に係る経費です。13節使用料及び賃借料は、小学校の電子黒板及びコンピューター教室用の端末並びに学習系サーバーの賃貸借料です。権利使用料につきましては、コンピューター教室端末のセキュリティソフト、こちらのライセンスを購入する費用でございます。

○**田上指導課長** 小学校学習用ICT活用事業です。13節使用料及び賃借料は、教科書等の著作物を用いたリアルタイムのオンライン事業やオンデマンド型の事業を展開するために必要な事業目的公衆送信保証金を指定管理団体に支払うための経費になります。

○**塚本学務課長** 小学校GIGAスクール構想推進事業につきましては、国のGIGAスクール構想に基づき児童生徒の教育ICT環境を整備するもので、GIGAスクール端末及び周辺機器の賃貸借料が主なものです。主なものについて御説明いたします。12節委託料は、児童に1人1台整備しましたGIGAスクール端末の活用に係るヘルプデスクの運用及び故障端末の修繕対応に係る委託料、また、端末の修理期間短縮や効率的な端末管理を行うための端末の保証サービス加入に係る委託料が主なものでございます。13節使用料及び賃借料は、GIGAスクール端末及び周辺機器等の賃貸借料及びオンライン教材の使用料でございます。

○**田上指導課長** つづいて、指導者用教科書指導書購入事業でございます。こちらは、教科書の指導書となっている教師に配布するための指導書を購入するための費用でございます。つづいて、小学校理科支援員配置事業でございます。1節報酬は、市内全小学校及び義務教育学校前期課程16校に観察実験の支援を行う理科支援員を配置するための経費となります。

○**塚本学務課長** 小学校教材購入事業につきましては、学校に必要な消耗品や備品購入に係る経費でございます。小学校理科備品整備事業につきましては、児童に科学的な知識などを習得させるため、国の補助金を活用しまして理科教育備品を購入するための経費でございます。173ページに続きます小学校就学援助事業につきましては、要保護及び準要保護児童に対する学用品費、校外活動費等の援助に要する経費が主なものでございます。学校給食費の無償化継続によりまして給食費の支給576人分、約2,675万円が減となっております。

○**田上指導課長** 小学校観劇音楽鑑賞補助事業でございます。各学校において子供たちの豊かな感性の醸成を図る目的で観劇音楽教室を実施するに当たり、経費の一部を市が補助するものでございます。

○**塚本教育総務課長** つづきまして、3目学校建設費でございます。小学校施設大規模改造事業は、平成6年、7年に整備しました耐用年数を超え、交換部品が廃盤となり、修繕が困難となった空調機器について年次計画で更新を行うものでございます。

1 2 節委託料は、令和 7 年度に更新予定の下高津小学校の管理諸室の空調機器更新工事に係るアスベスト調査委託料でございます。つづきまして、上大津地区統合小学校整備事業は、令和 1 0 年 4 月開校に向けた統合小学校の施設整備事業でございます。1 2 節委託料は、埋蔵文化財の本調査委託料及び 1 2 月議会において債務負担を御承認いただきました統合小学校基本実施設計委託料の 6 年度分でございます。つづきまして、小学校長寿命化改良事業は、学校施設長寿命化計画に基づき長寿命化改良工事を実施するものでございます。1 2 節委託料説明欄、1 項目、2 項目、4 項目は、令和 8 年度から 2 か年工事で予定の神立小学校校舎棟長寿命化改良に係る基本設計委託料、アスベスト調査及び耐力度調査等委託料でございます。3 校目につきましては、都和南小及び乙戸小長寿命化改良工事に伴う産業廃棄物処分等委託料でございます。つづきまして、小学校遊具大規模修繕事業のうち、1 2 節委託料は、国の基準に沿いまして定期点検を毎年実施するものでございます。1 4 節工事請負費は、定期点検の結果を踏まえ、使用禁止となった遊具について年次計画で更新をするものでございます。小学校消防設備更新事業は、下高津小、東小及び都和小学校 3 校の消防設備について更新を行うものでございます。小学校太陽光発電設備事業は、電気ファン点検業務の委託報告等により不具合の生じている太陽光発電設備のパワーコンディショナーや発電量等を示す大型パネルモニター等について年次計画で更新を行うものでございます。1 2 節委託料は、次年度工事予定の土浦二小太陽光発電整備工事に係るアスベスト調査等委託業務に係る経費でございます。2 項小学校費の説明は、以上でございます。つづきまして、中学校費でございます。3 項中学校費、1 目学校管理費は、中学校 7 校と新治学園義務教育学校後期課程の管理運営に関する経費でございます。右側説明欄をお願いいたします。中学校管理員配置事業は、学校管理委員 9 名分の人件費でございます。

○田上指導課長 中学校図書館司書配置事業でございます。報酬及び旅費は、中学校全校に配置をしております司書 8 人分の経費となります。今年度より生徒の学力向上に資するため、図書館司書の事業参画、そのための市職員との打合せ時間等に対応するため、勤務時間を 1 5 分間延長し、一律 4. 5 時間といたしました。つづいて、中学校教員業務支援員配置事業でございます。増加する学級担任等の業務を支援することで、教員がより児童生徒への指導や教材研究等に注力できる体制を整えるため、市独自に教員業務支援員を全校に 1 名配置するための報酬及び旅費の経費となります。

○塚本学務課長 中学校管理事務事業につきましては、市内の中学校 7 校と新治学園義務教育学校後期課程の管理運営に関する経費でございます。主なものについて御説明をいたします。7 節報償費は卒業記念品、こちらは印鑑でございます。こちらが主な経費でございます。1 0 節需用費は、光熱水費などが主な経費でございます。1

1 節寄付役務費は小学校費と同様の内容で、校務用電話機の電話料が主な経費でございます。1 2 節委託料の4 項目、プール学習委託料及び5 項目のプール学習バス運行委託料につきまして、新治学園義務教育学校後期課程の生徒が事業を行う民間プールの利用及び学校からの移動に伴います経費が主なものでございます。1 3 節使用料及び賃借料につきましては小学校費と同様の内容で、複写機使用料が主な経費でございます。中学校産業廃棄物処理事業につきましても小学校と同様の内容で、中学校から排出される廃棄物を定期的に処分するための経費でございます。中学校放送機器更新事業につきましても小学校費と同様の内容で、中学校の老朽化した放送機器の更新経費及び機器の賃貸借料などが主なものでございます。中学校校務用電話機更新事業につきましても小学校費と同様の内容で、中学校の老朽化した校務用電話機を備品購入により更新する経費でございます。

○塚本教育総務課長 つづきまして、中学校施設管理事業でございます。中学校及び義務教育学校後期課程の施設設備等の維持管理及び修繕等の経常経費でございます。内容につきましては、小学校施設管理事業と同様の内容でございます。1 2 節委託料について説明欄の7 番目建築物定期点検委託料は、3 年に1 度の法定点検でございます。1 3 節使用料及び賃借料は屋内運動場及び校舎棟のLED照明器具の借上料、1 4 節工事請負費は中学校施設の補修工事費でございます。つづきまして、中学校プール施設修繕事業でございます。本事業につきましては、令和5 年度までに防水シートの全面改修を行っている中学校5 校を除いた、残り三中及び都和中の2 校についても防水シートは耐用年数を大幅に超えているため、全面改修を含むプール施設の修繕を年次計画で実施するものでございます。1 2 節委託料は、7 年度工事実施予定の土浦三中のプール施設に係る実施設計委託及びアスベスト調査委託業務に係る経費でございます。

○塚本学務課長 中学校校務用ICT環境整備事業につきましても小学校費と同様の内容で、中学校の教職員1 人1 台の校務処理用パソコン及び校務系インターネットの利用料、権利使用料などが主な経費でございます。中学校特別支援教育支援員配置事業につきましても小学校費と同様の内容で、特別支援教育支援員の配置に伴う報償などが主な経費でございます。1 7 6 ページに続きます中学校図書システム管理事業につきましても小学校費と同様の内容で、バーコードシステム管理による図書システム等に係る経費でございます。

○田上指導課長 2 目教育振興費の1 項目の説明の欄、中学校教育振興事業でございます。委託料は小学校と同様に社会の変化に適切に対応できる教育を推進する目的で、市内中学校に総合的な学習の時間への研究委託料を交付するものでございます。また、中学校8 年生を対象に行う職場体験学習への社会体験委託料を交付するものでござい

ます。負担金補助及び交付金は、中学校の進路指導対策事業の充実を目的に各中学校に補助金を交付するための経費となっております。

○塚本学務課長 中学校学習用 I C T 環境整備事業につきましては、小学校費と同様の内容でございまして、電子黒板機器やコンピューター教室の端末及び学習系サーバーの賃貸借料などが主なものでございます。

○田上指導課長 中学校学習用 I C T 活用事業でございます。使用料及び賃借料は小学校と同様で、教科書等の著作物を用いたリアルタイムのオンライン事業やオンデマンド型の事業を展開するために必要な事業目的公衆送信保証金を指定管理団体に支払うための経費になります。

○塚本学務課長 中学校 G I G A スクール構想推進事業につきましては小学校費と同様の内容でございまして、G I G A スクール端末の賃借料やヘルプデスクの運用、端末の保障サービスの加入に係る委託料などが主なものでございます。中学校教材購入事業につきましても小学校費と同様の内容で、学校で必要な消耗品等の購入経費でございます。中学校理科備品整備事業につきましても小学校費と同様の内容で、国の補助金を活用しまして理科教育備品を整備するための購入費用でございます。中学校就学援助事業につきましても小学校費と同様の内容で、要保護及び準要保護生徒に対する学用品費、校外活動費等の援助に要する経費が主なものでございます。小学校費と同様に給食費の支給分 3 7 9 名分、約 1, 9 2 5 万円の減でございます。

○田上指導課長 1 7 7 ページ 1 つ目の説明の欄、中学校観劇音楽鑑賞補助事業でございます。小学校と同様に、各学校において子供たちの豊かな感性の醸成を図る目的で観劇音楽教室を実施するに当たり、経費の一部を市が補助するものでございます。

○塚本教育総務課長 つづきまして、3 目学校建設費でございます。中学校施設大規模改造事業は、平成 6 年、7 年に整備しました耐用年数を超え、交換部品が廃盤となり、修繕が困難となった空調機器について年次計画で更新を行うものでございます。1 2 節委託料は、令和 7 年度に更新予定の土浦第五中学校の管理諸室の空調機更新工事に係るアスベスト調査委託料でございます。中学校長寿命化改良事業は、学校施設長寿命化計画に基づき長寿化改良工事を実施するものでございます。1 2 節委託料は、都和中学校校舎棟及び技術棟の長寿命化改良工事に係る実施設計委託料のほか土浦二中武道場長寿命化改良工事に伴う産業廃棄物処分等委託料でございます。つづきまして、中学校消防設備更新事業は、定期点検において指摘がありました土浦六中の消防設備の修繕及び更新をするものでございます。中学校太陽光発電設備事業は、電気ファン点検業務の委託報告等により不具合の生じている太陽光発電設備のパワーコンディショナーや、発電量等を示す大型パネルモニター等について年次計画で更新を行うものでございます。1 2 節委託料は、次年度工事予定の土浦二中太陽光発電整備工事

に係るアスベスト調査委託業務に係る経費でございます。3項中学校費の説明は、以上でございます。

○矢口委員長 ここまでの点につきまして質疑はございますでしょうか。

○吉田(千)委員 小学校費、173ページでしたでしょうか。上大津地区の統合小学校の基本実施設計委託料、この件につきまして体育館も実施設計委託料には含まれるものなのでしょうか。

○塚本教育総務課長 吉田委員おっしゃるとおりで、体育館も含めた基本実施設計になります。

○吉田(千)委員 その際ですが、事前の説明でもお話をさせていただきましたが、改めてエアコン設置ということで、この点について設置をしていただく方向で取り組んでいただけるのかどうか、そこをちょっとお伺いできればと思います。

○塚本教育総務課長 今回この後御説明をさせていただきますが、基本実施設計に当たりましては、プロポーザル方式で設計業者のほうを選定させていただいております。これまでの説明においてエアコンの必要性というのは十分認識しているということで、現在、長寿命化において断熱性があるものに対して順次断熱化を体育館、進めているところなのですが、その一方で、教育委員会としても電気やガスといった空調設備の手法、それぞれの費用などそういったところを実際に設置した施設へ見学に行くなどして調査研究を進めてございます。その統合小学校の基本・実施設計業務委託に対しましては今回、経験豊富な事業者を選定いたしましたので、その空調設備の設置方法についても適切な技術提案をいただくと考えてございます。そうした中、モデル校として設置しまして、その経過やコスト等について十分に検証していく良い機会と今回捉えてございますので、その上で将来的には市全体の小中学校空調設備の整備について今後検討してまいりたいと考えてございます。

○入野教育長 私のほうで若干補足といいますか、修正をさせていただきます。先だっの一般質問でもお応えをしましたが、学校の体育館、避難所としての機能も高めなければならないと。学校教育もそうですが、市長が答弁した中身でモデル的にいろいろランニングコストであるとか、国の補助であるとか、そういった課題をクリアをした上でという前提だったのですが、やはりそういった課題を見極めないといけないということで、どこかの学校をモデル的にエアコンを導入して利用者、地域の方々も含めて評価をいただいた上で、将来的にはそういうふうなお答えをしたつもりであります。一番は統合小学校について今のところ新築での予定で進めておりますので、そこが一番モデルとしては今課長が申し上げたとおり適切なのかというふうに思っておりますが、いかんせん6、7がまだ設計段階です。実際の工事が平石議員の御質問の中にあつたとおり、国の補助がかさ上げが7年度で終わってしまうという現状、おそ

らくは延長が期待できるのかなというところなので、その辺のところを見極めた上で、情報をもっと早く入ると思いますので、できればそういった方向で、モデル的にそこを中心に検討を進めているというのが実情でございます。ですから、はっきりと今、統合小学校についてモデル的な学校というふうになんかと言いきれる状態ではありませんので、国の補助等々も見極めながらできればそういったところが適切なのかなと、現在、事務局のほうでも思っているところであります。

○吉田(千)委員 予算の関係もあるよという状況をお伺いいたしました。そういった中で、しかしながら、とても前向きなお話なのかなというふうにも感じておりますので、是非様々なランニングコスト等もありますし、そういったこともしっかり検討していただいた上で何が、ガスが良いのか、様々そういったことも含めて前向きに検討していただいて、新築である上大津地区がモデル校となって、また、市民の皆様からいろいろなお声をいただきながら各方面に取り組んでいただければなという、これは意見といいますか要望でございます。そして、しっかりと皆様の要望に応じていただければ有り難く存じますので、お願いしたいと思います。また、予算の件ですけれども、そこで打ち切りではなく継続して、まだまだこれからというところかというふうに思いますので、しっかりとそこは国のほうに伝えてまいりたいと思います。

○平岡委員 聞き漏らしもありましたので、詳しく教えていただきたいのですが、小中学校に業務の支援員、それから、特別支援教育支援員の配置ということで2つあったと思いますが、その具体的な予算からすると、そんなにたくさん的人数ではないのか、どういう形で配置されるのかというところを具体的に教えていただきたいと思えます。

○田上指導課長 御質問いただきました小学校、中学校の教員業務支援員の配置事業でございますけれども、こちらは小学校も中学校もそれぞれ学校に1名ずつ配置になります。支援員さんはいわゆる学校サポーターという形で、教員が行っている業務の中で印刷業務であるとか、採点業務であるとかその他雑多な業務があるのですが、そういった業務に関しまして1日に3時間から5時間、それを1週間単位で、全部で35週の期間勤務をしていただくような形になるのですが、1週間で15時間程度、それを35週行っていくのが教員業務支援員配置事業の内容でございます。

○塚本学務課長 私のほうからは特別支援教育支援員の配置についてお答えさせていただきます。現在、小学校に63名、中学校に9名、配慮が必要なお子さんの支援や介助ということで担任の先生の補助というような形でございますが、各学校のほうに要望を聴きまして、その中で例えば学校のほうで配慮が必要だと思われるところに順次加配をしているという状況でございます。支援員につきましては、1日6時間、当然お子さんの出席状況であったり、複数入りましたお子さんもいる学校も

ございますので、学校によってシフトを組んでいたり、マンツーマンで付くなど学校に応じて運用を図っているという状況でございます。

○平岡委員 あと、医療的ケア児のことがあったと思いますが、プライベートなことでするので、分かる範囲で教えていただきたいと思います。

○塚本学務課長 ただ今御質問いただきました小学校の医療的ケア児支援事業でございますが、これは4年度から事業を行っておりまして、3つの小学校に看護師のほうを派遣してございます。

○平岡委員 本当に子供たち一人一人に目の届くきめの細かい指導を是非ともよろしくお願いいたします。

○矢口委員長 ほかにはいかがでしょうか。

(「なし」という声あり)

○矢口委員長 では、私のほうからお伺いします。小中学校のG I G Aスクール構想推進事業なのですが、この中において一斉に1人1台の端末が国からお金が下りてきて整備されたという流れだったと思うのですが、現状では故障端末の修理等の経費を計上されているというようなお話だったと思います。ただ、この端末類は非常に陳腐化が早くて、近いうちに一斉に更新時期を迎える時が来ると思うのですが、その時の膨大な費用というのはどういうふうに考えていらっしゃるのかお聞かせいただきたいと思ひます。

○塚本学務課長 まず現在整備しましたG I G A端末の故障の状況でございますが、こちらは学校の授業で使い、その後、御家庭での学習と両方使い、持帰り学習もやっておりますので、年々故障件数は増えております。そちらにつきまして、先ほど御説明しました端末の保証ということで、極力私どももそうですし、児童が速やかに故障端末を直していただいて授業で使えるようにということで、保証サービスの加入の委託のほうを今回計上させていただいております。もう1点でございますが、G I G A端末のほうは令和8年に更新の時期を迎えまして、もう県のほうからいろいろな情報が流れてきております。その中で当然、国のほうでも国の補助負担という話もありますので、また、流動的な部分もございまして、その辺りにつきましては情報に注意しながら対応してまいりたいと考えてございます。

○矢口委員長 国、県のほうも市町村お任せというわけではなさそうだとお伺いします。遊具のところでは調査費と修理費で2項目あったと思ひました。令和6年度に調査したものの中で修理が必要な部分をあらかじめ見込んでこの金額を計上されているのか。それとも、今まで調査した中で令和6年度にこの部分を修理しなければいけないという形で計上されているのか。そこを御説明いただきたいと思ひます。

○塚本教育総務課長 こちらの修繕につきましては毎年定期点検を実施しておりますので、昨年度定期点検をした結果、使用禁止になった遊具について年次計画で更新する予定でございます。

○矢口委員長 分かりました。ありがとうございました。私のほうは以上ですが、ほかはよろしいでしょうか。

(「なし」という声あり)

○矢口委員長 なきようですので、次の項目をお願いいたします。

○佐賀生涯学習課長 177ページをお願いいたします。下段の4項社会教育費、1目社会教育総務費でございます。社会教育総務費につきましては、社会教育に係る職員の人件費及び生涯学習推進に伴う経費でございます。説明欄2つ目、社会教育振興事業につきましては、社会教育委員の報酬や各種協議会と5団体への負担金、178ページのほうの市P連が主催いたしますミュージックフェス土浦の補助金が主なものでございます。つづきまして、生涯学習推進事業につきましては、家庭教育に係る研修等の各種講座、講師の報酬費、人権人材バンク講座の開催、家庭教育学級の集いの会場使用料、県南生涯学習センター利用者の駐車場使用料が主なものでございます。つづきまして、就学前教育事業につきましては、幼児教育と小学校教育の円滑な接続を図るため、就学前教育推進委員2人の人件費、保幼小接続研修などが主なものでございます。つづきまして、家庭教育支援事業につきましては、子育ての悩みや不安などの課題を抱えながら、自ら学びの場や相談の場に足を運ぶことが難しい保護者に対し家庭教育支援員が支援を届けることで子供の育ちを支えていく事業で、支援員及び推進委員会委員の報酬が主なものでございます。つづきまして、コミュニティスクール推進事業につきましては、各学校ごとに設置する学校運営協議会の委員報酬が主なものでございます。また、令和6年度は地域学校協働活動の体制づくりを検討してまいります。

○中澤文化振興課長 2目文化財保護費は指定文化財等の保護、保存活用に要する経費で、5事業がございます。区分の欄、前年度との比較は、129万5,000円の増額となっております。国県支出金の577万3,000円は、埋蔵文化財確認調査及び一色家住宅耐震診断委託料の国庫補助金でございます。文化財保護事業について御説明いたします。1節報酬は、文化財保護審議会委員の報酬等でございます。12節委託料は、指定文化財の定例的な管理委託料5件でございます。13節使用料及び賃借料は、亀城公園のライトアップのためのLED照明の借上料でございます。179ページをお願いいたします。18節負担金補助及び交付金につきましては、全国史跡整備市町村協議会ほか1件の定例的な負担金と5件の補助金として、文化財愛護の会や県指定無形民俗文化財のからかさ万灯、やぶさめ祭り、田宮ばやしなどへの補助金で

ございます。つぎに、指定文化財等管理事業です。7節報償費は、文化庁の認定を受けました文化財保存活用地域計画協議会委員の報償及び日常的に管理が必要な市指定文化財の所有者に対する謝礼でございます。12節委託料は、登録有形文化財建造物候補の調査と県指定史跡、藤原藤房きょう遺跡の樹木剪定を行うものです。18節負担金補助及び交付金の補助金は、下高津にあります指定文化財、愛宕神社本拝殿のかや屋根を3か年に分けて修理するもので、修理費用の2分の1を補助するものです。つぎに、霞ヶ浦の帆引網漁の技術総合調査事業は土浦市、かすみがうら市、行方市の3市共同で、国登録無形民俗文化財である帆引網漁の技術を令和2年度から調査を行っているものでございまして、国庫補助が2分の1、残りの2分の1を3市が分担で支払う負担金でございます。つぎに、埋蔵文化財保護事業は開発行為等に伴う埋蔵文化財の確認調査に係る経費でして、作業員の報酬、報告書の印刷費、土を掘削するための重機作業の委託料が主な経費でございます。なお、当事業は対象経費の2分の1の国庫補助金を見込んでおります。つぎに、文化財整備活用事業は、令和3年に寄付を受けました国登録有形文化財建造物、一色家住宅の光熱水費及び耐震診断の委託料が主なものでございます。なお、耐震診断委託料につきましては、2分の1の国庫補助金を見込んでおります。

○比毛上高津貝塚副館長 3目ふるさと歴史の広場管理費をお願いいたします。ふるさと歴史の広場管理費は、国指定史跡上高津貝塚の広場部分及びガイダンス施設である考古資料館の維持管理並びに資料の展示、保存、教育普及、埋蔵文化財調査に要する経費です。前年度との比較、3,567万円の増額については、長寿命化改良事業と再整備事業が令和6年より開始することに伴うものです。はじめに、ふるさと歴史の広場管理運営事業をお願いいたします。1節報酬は、受付や校外学習の対応、教育普及を行う資料調査専門委員などの会計年度任用職員7名分の報酬でございます。180ページをお願いいたします。12節委託料は、施設の管理など10件の委託でございます。13節使用料及び賃借料は、複写機使用料、駐車場用地借地料、電話機、LED照明器具借上料など7件でございます。18節負担金補助金及び交付金は、日本博物館協会負担金ほか2件の負担金です。つぎに、上高津貝塚長寿命化改良事業は、考古資料館の長寿命化工事を計画しております。12節委託料は、この工事に伴う基本実施設計の委託料でございます。つづきまして、上高津貝塚再整備事業は、国指定史跡上高津貝塚の展示の再整備を計画しています。12節委託料は、上高津貝塚のガイダンス施設である考古資料館の展示内容を改装する基本実施設計の委託料でございます。つぎに、武者塚古墳再整備事業は、上坂田にある市指定史跡の武者塚古墳展示施設を再整備する事業です。10節需用費修繕料は、武者塚古墳展示施設のトイレを洋式化し、簡易水洗便器にするものです。つづきまして、教育普及事業は、博物館と

共同で開催している夏休みファミリーミュージアムや体験講座等に要する経費でございます。10節需用費、印刷製本費は、夏休みファミリーミュージアムのポスター、チラシ、子供共同研究収録集ほかの印刷費でございます。181ページをお願いします。特別展、企画展事業は、企画展の開催に要する経費でございます。10月に企画展として、りんりんロードで巡る文化財を開催いたします。10節需用費、印刷製本費は、この企画展に伴うポスター、チラシ、ガイドマップの印刷費でございます。11節役務費は、資料の輸送、借用及び展示に係る通信運搬費が主なものです。つづきまして、調査研究事業は、市内遺跡の発掘調査、出土した資料の整理、研究を行う事業です。1節報酬は、埋蔵文化財発掘調査後に伴う整理作業を行う会計年度任用職員への報酬です。13節使用料及び賃借料は、発掘調査報告書作成に要する図版制作用パソコンソフトとパソコンの使用料でございます。最後に、筑波大学合同学術調査事業は、筑波大学考古学研究室と合同で市内重要遺跡の調査を行う事業で、平成30年度から実施しております。1節報酬は、発掘調査終了後に埋め戻しを行うための作業員報酬です。

○中澤文化振興課長 4目芸術文化振興費でございます。芸術文化振興費は、市の文化芸術活動の推進を図るための経費でございます。区分の欄、前年度との比較額は、170万9,000円の減額となっております。その下、財源内訳のそのほか577万円は、アルカス土浦の共用部分収入金と市民ギャラリー使用料などによるものです。各事業について御説明いたします。芸術文化振興事業は、文化芸術係1名の非常勤職員に係る人件費や土浦市美術展開催委託料、土浦市文化祭開催を主とする土浦市文化協会への運営費補助金、小中学校児童生徒大会参加補助金などが主な経費でございます。つぎに、土浦薪能開催事業は、第24回土浦薪能開催に対する補助金として、令和5年度から開始したガバメントクラウドファンディングにより財源を確保いたします。つぎに、美術品公開推進事業は市民ギャラリーでの展覧会等に係る経費が主なものでして、作品借上げのための報償費、ポスターチラシの印刷製本費、作品の運搬費、展示作業の手数料などが主な経費でございます。182ページをお願いします。美術品展示室管理運営事業は、市民ギャラリーの施設維持管理に係る経費が主なものでございまして、受付の非常勤職員3名分の報酬や施設維持のための委託料、アルカス土浦管理組合に支払う負担金などが主なものでございます。つづきまして、5目市民会館管理費でございます。市民会館は産業文化事業団を指定管理者として施設の管理運営を委託しているものでして、その委託料が主な経費となっております。

○佐賀生涯学習課長 つづきまして、6目公民館費中、説明欄二つ目の荒川沖地区学習等供用施設管理運営事業でございます。荒川沖東部地区及び西部地区の学習等供用

施設の施設管理に係る委託料及び修繕費でございます。つづきまして、188ページをお願いいたします。7目生涯学習館費でございます。生涯学習館費は、生涯学習館の管理運営に係る産業文化事業団に対する委託料でございます。

○矢口委員長 7目まで御説明いただいたところです。ただ今の件につきまして質疑はございますでしょうか。

(「なし」という声あり)

○矢口委員長 なきようですので、8目をお願いいたします。

○木塚博物館副館長 8目博物館費を御説明いたします。博物館費は、施設の維持管理及び資料の展示や保存教育普及に関する経費です。前年度との比較、3億4,264万2,000円の減額につきましては、令和5年度まで実施していた大規模改修事業が終了したことによるものです。右側説明欄、職員人件費2節給料から4節共済費は、博物館職員7名分の人件費でございます。つづきまして、博物館管理運営事業は、施設を管理運営する事業です。1節報酬は、館長ほか受付等会計年度任用職員5名分の報酬でございます。8節旅費は、学芸員の研修ほか文化庁での博物館会議、公開承認施設説明会等に伴うものです。10節需用費のうち、印刷製本費はリーフレット、研究紀要などの印刷、11節役務費、手数料は藩主の書など資料の修復に関わるものです。12節委託料は、東櫓や機械警備など施設や設備の保守管理など13件の委託です。189ページをお願いいたします。17節備品購入費は、土浦に関わる歴史資料の購入費でございます。18節負担金は、日本博物館協会ほか2件の負担金です。26節公課費は、公用車の重量税でございます。つづきまして、博物館情報サービス推進事業は、情報発信環境を整備するものです。12節委託料は、検索性ホームページを立ち上げるもので、市民の皆様の御自宅から博物館のデジタルデータにアクセスしていただけるようにするものです。つづきまして、教育普及事業は、市民に学習機会を提供する事業です。7節報償費は、小学校の校外学習向けの機織り体験や一般市民向けの機ごしらえ講座などの講師謝礼です。つづきまして、調査研究事業は、歴史や民俗資料を整理、調査し、活用や展示に備える事業です。1節報酬は、資料調査の会計年度任用職員5名分の報酬でございます。つづきまして、重要資料公開推進事業は、国宝や重要文化財など重要な資料を市民に公開する事業です。7節報償費は、図録執筆謝礼や講演会講師謝礼です。10節需用費は、図録の印刷、ポスターやチラシの印刷費が主なものです。11節役務費は、資料の借用、輸送及び展示に関わる通信運搬費、写真の撮影手数料などが主なものです。

○武藤図書館長 9目図書館費でございます。図書館費の主なものにつきましては、図書館の運営や施設の維持管理に係る経費でございます。説明欄の職員人件費の2節給料から4節共済費までは、図書館運営に係る職員11人分の人件費でございます。

つづきまして、図書館管理運営事業につきまして、主なものについて御説明させていただきます。10節需用費は、図書等の資料購入に係る消耗品費が主なものでございます。つづきまして、190ページをお願いいたします。12節委託料につきましては、図書館の管理運営に係る貸出し、返却などの窓口業務委託料を始め座席管理システム、自動化書庫等の図書館サービスに必要となる設備の維持管理や、エレベーター、空調設備、自動ドア等の保守点検や清掃等の施設管理の委託料が主なものでございます。13節使用料及び賃借料につきましては、複写機使用料や図書の所蔵データ、利用者情報などを管理するシステム使用料のほか新聞記事のバックナンバーなど、インターネット上で閲覧することができるオンラインデータベース等の権利使用料、アルカス土浦駐車場など図書館利用者助成分の駐車場使用料が主なものでございます。18節負担金補助及び交付金につきましては、アルカス土浦の施設管理に必要なアルカス土浦管理組管理負担金が主なものでございます。つづきまして、ブックスタート事業でございます。ブックスタート事業につきましては、保健センターで実施しております10か月児育児相談に行っている絵本の読み聞かせと絵本の配布に係る絵本の購入費用が主なものでございます。つづきまして、図書館サービス推進事業でございます。7節報償費は、図書館開館100周年を記念して開催する100周年記念図書館フェスの講演会やワークショップ等の講師謝礼となっております。10節需用費は、100周年記念図書館フェスのポスター、チラシ、パンフレット等の印刷代が主なものでございます。13節使用料及び賃借料としましては、本の通帳サービスの機器借上料、電子書籍購入に係る権利使用料が主なものでございます。なお、100周年記念、図書館フェスにつきましては詳細等が決まり次第、委員の皆様には改めて御案内させていただきたいと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。

○木塚博物館副館長 10目市史編さん費です。市史編さん事業は、土浦の地域史編さんを担う事業で、資料の整理や解説、出版、刊行などを行うものです。190ページをお願いいたします。1節報酬は、資料のデータ整理や古文書解説などを行う会計年度任用職員2名分の報酬でございます。191ページをお願いいたします。8節旅費は、市史編さん事業の立上げのため、先進自治体を調査するためのものでございます。11節手数料は、ブックレットの刊行に伴う資料閲覧や写真撮影の手数料です。12節委託料は、古文書目録刊行に伴う資料作成委託料でございます。

○佐賀生涯学習課長 つづきまして、11目青少年育成費でございます。青少年健全育成事業につきましては、青少年指導室の職員に係る人件費、青少年相談員等の報償費、二十歳のつどいに係る経費、子供会、育成連合会への補助金等が主なものでございます。つづきまして、12目青少年の家管理費でございます。二つ目、青少年の家

管理運営事業につきましては、青少年の家に従事する職員の人件費や管理に係る経費、委託料、敷地の借地料や寝具の借上料などでございます。

○矢口委員長 ただ今の説明に関して御質疑はございますでしょうか。

○吉田（千）委員 189ページの図書館に関することです。ブックスタートということでのお話だったかと思うのですが、本を差し上げているという理解でよろしいですか。

○武藤図書館長 読み聞かせと併せて、絵本が6冊あるのですが、その中から選んでいただいて、お子さんにお渡ししております。

○吉田（千）委員 その中で要望になるのですが、世界に一つだけの絵本となれるようなパーソナル知育絵本というものがあるそうなのですが、それは御存知でいらっしゃいますか。

○武藤図書館長 勉強不足でちょっと承知してないところなのですが。

○吉田（千）委員 子ども自身の名前や好きな動物の読み方を覚えられるきっかけになるようなものということで、そのお子さん一人一人に合ったものがそこに本としてできるようなパーソナル知育絵本というそうです。自分のことが書いてあるということで、導入には小さい時にとっても効果的であるというお話もあるようですので、ちょっと調査研究をしていただいて、小さいうちにその中の1冊として御本人に届くと良いのかなというふうに思ったものですから、これは要望としてお願いしたいと存じます。

○武藤図書館長 是非調査研究したいと思いますので、よろしく願いいたします。

○田中委員 191ページの青少年の家の管理費でお聞きしたいのですが、これは縮小していきますよね。管理費が上がってしまうのですか。

○佐賀生涯学習課長 令和6年度につきましては、1年間そのまま営業のほうをさせていただくような形の予定しておりますので、管理費については1年間分、例年どおりお願いをしているところでございます。

○勝田委員 博物館のデジタルデータにアクセスできるという検索システム構築委託料に関して伺いたいのですが、これは新規でやるということですか。

○木塚博物館副館長 新規ではございませんで、令和4年度から始めている事業でございます。

○勝田委員 もうシステム的には構築ができていて、これはランニングコストということですか。

○木塚博物館副館長 令和6年度の予算はソフトの整備を行いまして、新たに情報公開のための博物館独自のホームページを立ち上げまして、市民の皆様そこにアクセスできるようなシステムをソフト面で構築するのが令和6年度の予定でございます。

○勝田委員 分かりました。ちょっと見たことがなかったもので、データの的にはどういったものを見れるというイメージでしょうか。

○木塚博物館副館長 これまで博物館が作ってまいりました民俗映像や祭礼などの映像データがまずございます。それから、博物館には指定文化財を含む多くの資料がございまして、そういった資料を展示してないと見られないということではなくて検索したり、調べたりすることができるようなデータベース的な部分も含めたホームページの予定でございます。

○矢口委員長 ほかにございますか。

(「なし」という声あり)

○矢口委員長 なきようですので、次の5項をお願いいたします。

○寺崎スポーツ振興課長 192ページの下の方、1目の保健体育総務費をお願いします。右側説明欄、職員人件費は、スポーツ振興課と職員の人件費でございます。2項目の社会体育一般管理事業ですが、1節報酬はスポーツ推進委員72名分、会計年度任用職員1名分の報酬で、例年同様の計上でございます。11節役務費は、スポーツ推進委員の加入保険料となります。その下、公共用地先行取得事業特別会計繰出金は、木田余市民運動広場の用地取得に係る償還金で、同事業の特別会計に繰り出しをするものです。こちらは平成21年に住宅公社から取得しまして、平成22年に借入れしていたものを令和7年5月までの15年間で償還予定となっております。つづきまして、193ページ、2目社会振興費です。社会体育振興費は、市民の健康増進、体力づくりのための各種大会開催及び学校開放事業に要する経費でございます。スポーツ及び運動競技推進事業の7節報償費は、関東大会以上の大会に出場した一般選手を対象とした報奨金が主なものです。12節委託料のうち、市民体育祭開催委託料は全小学校地区での開催を想定しまして予算措置いたしました。その下、かすみがうらマラソン兼国際ブラインドマラソン事業への補助金は、例年同様の額でございます。つづきまして、3目体育施設費でございます。体育施設費の光熱水費や修繕料を始めとする維持管理に係る経費でございます。令和6年度は5年度のようにJ:COMスタジアムスコアボード改修のような大きな工事がございませんので、約52パーセントの減額となっております。体育施設維持管理事業ですが、12節委託料は194ページにまたがりますが、29件となります。26節の交際費まで、ほぼ例年同様の経常的な予算措置となります。そのうち、額が大きい193ページに戻りますけれども、霞ヶ浦文化体育館等管理委託料と下から6番目になりますが、水郷プール管理委託料は、産業文化事業団への業務委託でございます。また、194ページになりまして、そちらの中段になります川口運動公園整備事業ですが、12節委託料は令和5年度に行った川口運動公園管理棟の耐震診断の結果、補強工事が必要となるため、設計業務委託

を行うための予算を措置するものです。また、14節工事請負費は、県道荒川沖木田余線拡張に伴い駐車場の一部、約40平米なのですが、買収となるため、フェンスや舗装の支障物を撤去し、再整備するための費用を予算措置するものでございます。その下ですが、新治運動公園整備修繕事業の14節工事請負費は、柱上気中負荷開閉器、いわゆるPASと呼ばれるものの更新工事です。こちらの機器は、管理施設内で過電流などの事故が発生した場合に、周辺に波及する停電事故を防止するために設置されている、見た目は箱状のものに見られる設備でございます。更新時期を大幅に経過、こちらの15年のところ23年経過しており、経年劣化による事故、場合によっては周辺に損害を与えるおそれがあるとの指摘を受けていますので、予算措置いたしました。その下、水郷プール整備修繕事業は長寿命化計画の中で最も劣化が激しいものから優先順位をつけ、修繕料についてはスライダの保守塗装や修繕、その下の工事としては、ろ過設備の交換や滅菌タンクの交換を実施するための費用を予算措置させていただきました。

○塚本学務課長 4目学校保健管理費についてでございます。学校保健管理事業につきましては、児童生徒及び教職員の各種保健管理に係る経費です。1節報酬は、学校医、学校歯科医、学校薬剤師及び教育委員会産業医の報酬です。7節報償費につきましては、就学時健康診断時の謝礼でございます。10節需用費につきましては、健康診断用消耗品の購入経費などでございます。11節役務費につきましては、各種検査手数料などでございます。195ページをお願いいたします。12節委託料は、心臓検診等の児童生徒及び教職員の各種検診に係る委託料でございます。17節備品購入費につきましては、学校健診用備品の購入経費です。18節負担金補助及び交付金は、日本スポーツ振興センター災害共済負担金が主なもので、児童生徒の通学時や学校での活動中の事故等に対応するための負担金等でございます。19節扶助費につきましては、要保護及び準要保護児童生徒に係る医療費扶助です。小学校口腔衛生推進事業につきましては、生涯にわたり健康な生活を送るためには小学校からの口腔健康を維持することが重要でありますことから、虫歯予防に効果のあるフッ化物洗口を市立小学校で実施するため、洗口液、紙コップなどの購入経費でございます。実施に当たりまして都和小学校、中村小学校、新たに乙戸小学校と大岩田小学校の児童対象に週1回行います。

○小池学校給食センター所長 つづきまして、学校給食センターでございます。5目学校給食費につきましては、学校給食センター施設の維持管理と給食運営に関する経費となっております。令和6年度当初予算は、対前年度比で2,835万2,000円、2.5パーセントの増となっております。増額の主な要因としましては、職員構成の変更による職員人件費の増、会計年度任用職員の期末勤勉手当の支給対象拡大に

よる職員手当等の増、物価高騰に伴う食材費の高騰による賄材料費の増となっております。なお、昨年10月分から実施しております市立小中学校義務教育学校へ通う児童生徒の給食費無償化を令和6年度につきましても継続することとしております。それでは、歳出の主なものについて説明いたします。説明欄2番目、土浦市立学校給食センター管理運営事業につきましても、学校給食センターの運営維持管理に必要な経費となります。1節報酬につきましてもは、給食センターの会計年度任用職員3名及び各学校に配置する給食配膳員50名並びに学校給食センター運営審議会委員13名分の報酬でございます。3節職員手当等につきましてもは、給食センターの会計年度任用職員及び各学校に配置している給食配膳員に係る期末勤勉手当でございます。支給対象が拡大されたことから、1,017万5,000円の増となっております。10節需用費は、主に給食調理業務に関する経費となります。2番目の燃料費、3番目の光熱水費につきましてもは、それぞれ調理用ボイラーのLPガス代とセンターで使用する電気代及び上下水道代となりますが、価格が落ち着いてきたことから、令和5年度実績ベースでの計上となっております。需用費の一番下の賄材料費につきましてもは、小中学校、義務教育学校、茨城県立土浦第一高等学校附属中学校の職員等を含めた1年間の食材購入費でございます。ちなみに、現在毎日作っている給食の数としましては、約1万500食となっております。積算の内訳としましては、通常分、小学生で月額4,400円、中学生で月額4,900円、この通常分に加えて物価高騰の対応として1食当たり小学生で12円、中学生で15円を今年度と同様に計上してございます。しかしながら、物価高騰は更に進んでいることから、給食の質を保つために令和6年度につきましてもは、更に1食当たり10円を追加で計上させていただきました。この1食当たり10円分は、物価高騰対応と同時に地場産食材の使用推進という側面もでございます。物価高騰の中においても地場産食材の使用を維持確保できるよう、この10円分を追加で計上させていただきました。つづいて、11節役務費につきましてもは、職員及び給食配膳員の保菌検査等に係る手数料が主なものとなります。12節委託料につきましてもは、次ページにわたって記載しておりますが、学校給食センターの管理運営に係る経常的な業務委託費でございます。主なものとしましては、まず一番上に記載の調理等委託料は調理業務を主とし、そのほか食材の検収、保管、食器類の洗浄、消毒調理場内の点検整備及び衛生管理、残菜等の廃棄物の適正管理などの業務委託で、令和5年8月から令和8年7月までの債務負担行為による複数年契約となっております。つぎに、2番目の給食輸送委託料（市立学校分）と196ページ、委託料の一番最後、給食輸送委託料（土浦一校付属中分）は、センターと学校間の給食配送回収の業務委託となります。2トントラック14台での対応となっております。こちらについては、令和5年9月から令和8年7月までの長期継続契約となっております。

ます。そのほかもろもろの委託料につきましては、学校給食センター設備の定期的な保守点検や学校給食運営上必要な業務委託となっております。つづきまして、196ページが一番下、学校給食費徴収管理事業につきましては給食費の公会計化に伴う徴収管理に係る経費となりますが、令和6年度につきましては市立小中学校、義務教育学校の児童生徒の給食費無償化を継続することから、給食費の口座振替手数料等の経費が大幅に減となっております。なお、市立の児童生徒については無償化となりますが、過年度分や教職員の給食費につきましては引き続き徴収管理が必要となりますので、催告書等の送付用窓付封筒の印刷代、教職員の給食費に係る口座振替手数料等の経費を計上してございます。

○矢口委員長 ただ今の件につきまして質疑ございますか。

○吉田(千)委員 これは御礼といいますか、本当にありがとうございますという感謝の思いでの言葉なのですが、給食費の無償化でございます。そして、本当に地場産も取り入れながら、非常に食材が高騰している中で、今回予算措置も図っていただいているという状況で、テレビ等々でも無償化によっていかにその子供たちに与える給食費の賄いといいますか、その材料の質を落とさないで子供たちに給食を提供するのかというところを非常に苦労されながらやっている様子、テレビでもやっておりましたけれども、そこから思いまして、給食に関わる全ての方々が本当御苦労されながらやってくださっていることに、ただただ感謝の思いでいっぱいでございます。この場を借りて御礼申し上げます。

○矢口委員長 ほかにございますか。

(「なし」という声あり)

○矢口委員長 なきようですので、つづいて、債務負担行為のほうをお願いいたします。

○塚本教育総務課長 第3表債務負担行為になります。13ページをお願いいたします。1番目をお願いいたします。小学校長寿命化改良事業の債務負担行為でございます。こちらは、乙戸小学校校舎棟及び屋内運動場長寿命化改良工事に係る債務負担行為でございます。本工事につきましては2か年工事を予定しており、国の補正により交付金が前倒し内定となったことにより、1期校分につきまして3月補正をお願いしてございます。こちらは、その2か年工事のうちの2校分となるものでございます。なお、全体費用について1期が1割、2期が9割としてございます。期間は令和7年度、限度額は13億9,634万6,000円とするものでございます。

○菊田こども政策課長 3番目のマタニティタクシー利用料金補助金でございます。こちらは、母子手帳の交付の日から1年間を有効期間としまして申請があった妊産婦へ利用券を交付しておりますが、交付時期によっては年度をまたいでの利用が想定さ

れますので、翌年度としての7年度の支出に係る部分、それを限度額260万円分について債務負担行為を設定するものでございます。

○矢口委員長 ただ今の件につきまして質疑はございますか。ここまでのところ、全体を通して何か言い忘れたことなどはないですか。

(「なし」という声あり)

○矢口委員長 なきようですので、それでは、賛否を確認いたします。この議案第27号について賛成とする方は挙手をお願いいたします。

(7名全員挙手)

○矢口委員長 賛成多数であります。ここで暫時休憩としたいと思いますが、いかがでしょうか。

○鈴木委員 予算とはちょっと違うのですが、お願いしたいことがあります。なかなかこの文教厚生でフルメンバーの時がないので。今回の一般質問で菅井議員のほうから不登校の問題が出て、最後に一言彼女が言いたかったことがあって、それはちょっと止めてここで話をさせてくれということで預かった件があります。非常にまれなケースが最近出たらしくて。不登校のお子さんが急に学校に行きたくなりました。明日から行ってみようと思います。親は非常に安心する話なのですが、一方で児童クラブのほうに休所届を出していて、それが急に変更ができないというような事例がありました。結局、親としては学校に子供が行ったとしても児童クラブまで行かないとお迎えとか何かの問題があって、結局は学校に行けなかったというような事例があったらしいです。不登校を預かるほうの立場としては、学校に行ってもらおうという非常にすばらしい機会を逃してしまったことになるので、保育課のほうの改善点になるのかもしれませんが、不登校が原因で休所届を出した場合に速やかに対応できるような措置と、指導課と学校現場と保育課の連携、これを早急に確立できるようにお願いしたいということで、この話は一般質問でやられてしまっても困ると思うので、こちらで預かったことなので、是非早急なる対処をお願いしたいと思います。

○野中保育課長 ただ今鈴木委員からお話がありまして、児童クラブのほうは育成料のほうを取っておりまして、それは月単位で取っております。実際、お子さんのほうが学校を休むときには、うちの児童クラブのほうにも連絡をいただいております、その育成料をどうするのか。それを月単位で取っているのですが、退所させるわけではなくて休所という扱いでやっております。それで、たまに来るといって時に市のほうに1回連絡をいただいたみたいです。私のほうで確認した時に。その育成料の話にもなったみたいなのですが、まだ行けるかどうか分からないということで、育成料のほうは支払わないということで、そのまま児童のほうはお休みになってしまったのですが、

育成料のほうを月単位でやっているのですが、日割りでできるのか、その辺りは今後検討していきたいと思っております。

○鈴木委員 育成料がおそらく月何千円の単位で、何千円がなくて土浦市が潰れるようなことはまずあり得ないと思うので、とりあえず学校に出てきてもらうというところを一番に考えて、育成料が継続するほど続いてくれれば良いことなので、そうしたらそのときに考えるように、なるべく柔軟な対応をお願いしたいと思っておりますので、教育長もよろしく申し上げます。

○入野教育長 個別の案件ですので、私も詳細をちょっと把握をしておりませんので、改めて事実関係も確認をしたいと思っておりますが、いずれにしても議員からありましたとおり子供たちが不登校から登校できるようなきっかけ、あるいはそういうことになるということはもう最高の我々の望みでありますので、付随して児童クラブであるとか、そのほかの課題があるならば、そこは何とかクリアできるようなことで、そういう方向で関係機関ともよく相談したいと思っております。

○矢口委員長 暫時休憩いたします。

(午後2時38分休憩)

(午後2時50分再開)

○矢口委員長 再開いたします。つぎに、議案第39号、令和5年度土浦市一般会計補正予算(第10回)の文教厚生分科会付託分を議題といたします。資料は、議案39から44号をお開きください。第3款民生費、第9款教育費、第4表債務負担行為補正の説明の後にそれぞれ質問の時間を設けますので、第2款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費から執行部より順次説明願います。

○佐賀生涯学習課長 20ページをお願いいたします。20ページの中段でございます。2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費中、説明欄一番上の亀城プラザ管理運営事業でございます。14節工事費につきましては、蓄電池と火災報知機の改修工事の契約先を減額補正するものでございます。

○坂本社会福祉課長 24ページをお願いします。下段の3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費でございます。24節積立金は、説明欄の社会福祉事業、こちら寄付金と銀行利子を社会福祉事業基金に積み立てるために増額補正をお願いするものです。27節繰出金につきましては、国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療の三つの特別会計への繰出金となります。それぞれの特別会計決算見込みに基づき増減補正を行うものです。

○白田障害福祉課長 資料のほうは25ページをお願いいたします。3目障害福祉について御説明いたします。資料の説明の欄の項目に沿って御説明させていただきます。一つ目、障害者虐待防止センター設置事業はこの事業に係ります国庫補助金の返還金

で、本年度、令和5年で入りまして令和4年度の実績額が確定したことに伴い精算返還するものでございます。当初予算に計上していないため、増額補正をお願いするものでございます。つづいて、二つ目、障害者自立支援給付費支給事業は障害福祉サービス利用者の増加により自立支援給付費の支払が増えたため、予算に不足が生じたことによる増額補正でございます。つづきまして、三つ目、補装具給付事業は、事業利用者の増加により給付費の予算が不足が総じて生じたことによる増額補正でございます。四つ目、自立支援医療給付事業、こちらは、この事業に係ります国庫負担金の返還金です。本年度に入りまして、令和4年度の実績額が確定したことに伴い精算返還するものでございます。当初予算に継続して計上しているため、増額補正をお願いするのでございます。五つ目、相談支援事業及び六つ目の地域活動支援センター事業、こちらは委託事業に係ります消費税の取扱いなのですが、非課税から課税に改めまして、その消費税相当額を事業受託者に追加支払するために予算の増額補正をお願いするものでございます。七つ目、日中一時支援事業、こちらにつきましても事業利用者の増加により給付費の予算に不足が生じたことによる増額補正でございます。最後の八つ目、障害者福祉施設等支援事業、こちらは、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金のうちの一つです。障害者支援施設への助成事業を行っているものでございます。本年1月より市内福祉事業サービス提供事業者へ助成金資金を開始いたしまして、これまで94事業所に助成を行ってまいりましたが、その予算に不足が見込まれますことから、増額補正をお願いするものでございます。

○武井国保年金課長 6目医療福祉費、19節扶助費でございますが、新型コロナウイルス感染症による行動制限やコロナ禍で通常取得する免疫を確保できなかった方が多かったことにより、医療福祉費の助成額が増えております。特に小児の執行率が多いことから、県制度及び市単独分の小児医療扶助費を増額補正をお願いするものでございます。

○坂本社会福祉課長 9目生活困窮者自立支援事業の22節償還金利子及び割引料は26ページの上段にありますように、令和4年度実施分の自立相談や住居確保給付金といった生活困窮者支援事業の国庫負担金、国庫補助金の精算に伴う返還金と令和3年度から4年度の実施の生活困窮者自立支援金支給事業費補助金の精算に伴う返還金の増額補正でございます。10目価格高騰重点支援給付金給付事業の11節役務費、12節委託料、18節負担金補助及び交付金は今年度実施しました住民税非課税世帯に対して1世帯当たり3万円を給付した事業において事業が終了したことから、事業費を減額補正するものです。

○菊田こども政策課長 第2項児童福祉費につきまして順次御説明させていただきます。まず子ども・子育て支援事業計画策定事業につきましては、第12節委託料、子

ども・子育て支援事業計画策定委託料契約差金につきまして減額補正をするものでございます。つづきまして、こども政策管理事業、24節積立金につきましては、こども未来基金において運用利息と民生費及び教育費寄付金を積み立てるものでございます。自転車乗り方教室開催事業につきましては歳出の補正はございませんが、子供自転車乗り方教室における一般財源分に対しまして企業版ふるさと納税から充当を行うため、財源更正をするものでございます。つづきまして、第2目児童福祉対策費ですが、子どもの学習支援事業につきまして第22節償還金利子及び割引料で、生活困窮者就労準備支援事業費等補助金返還金は生活困窮世帯の子供に対する学習支援事業の事業費、コロナ禍で休止した分があってその分の減をしまして、それを実績に基づいて精算して一部返還が生じたことから、返還金について増額補正をするものでございます。

○佐藤こども包括支援課長 子育て短期支援事業は一時的に家庭での養育が困難な場合に児童養護施設でショートステイを行うもの、次の段の支援対象児童等見守り強化事業は要支援児童の家庭に食事の提供とともに定期的な訪問により養育状況の把握を行うものですが、いずれも令和4年度の事業において当初見込みと実際の利用実績に差が生じたことから、国庫支出金の実績精算の結果、一部返還金が生じたため増額補正をお願いするものです。

○菊田こども政策課長 結婚支援事業につきましては新婚世帯を対象に新生活のスタートに係る費用、住宅賃貸初期費用及び引越し費用を補助しておりますが、この申請件数が伸びており、当初予算を超える見込み分に対して歳出は流用で対応しております。ただ、歳入の国交付金の申請額を増額する分につきまして、これを増額補正して財源更正をするものでございます。

○佐藤こども包括支援課長 利用者支援事業はこども家庭センターの相談支援に従事する助産師等の配置、次の段の産後ケア事業につきましてはその委託事業におきまして、いずれも令和4年度の事業において当初見込みと利用実績に差が生じたことから、国庫支出金の一部返還が生じたため、増額補正をお願いするものです。

○菊田こども政策課長 出産子育て応援事業の経済的支援につきまして、妊娠出産時の面談に併せて申請の上、それぞれ5万円を支給する事業ですが、令和4年度分を対象としており、令和5年の2月から開始をしております。令和4年度の事業費の交付金につきましては実際の給付分よりも少ない金額で歳入しております。その不足する分については令和5年度の事業費と合わせて令和5年度分として歳入をするため、歳入におきまして国県分の歳入見込額と当初予算額との差額分を増額補正しております。また、歳出に対して財源更正を行うものでございます。マタニティー利用料金助成事業につきましては一般財源により実施しておりますが、先ほどの子供自転車乗り

方教室開催と同様に企業版ふるさと納税分を充当をするために財源更正を行うものでございます。つづきまして、第3目児童手当費で児童手当支給事業、第19節の扶助費につきましても、児童手当対象児童数の実績に応じた減額更正及び歳入分の財源更正を行うものでございます。低所得の子育て世帯生活支援特別給付金、ひとり親以外世帯分につきましても、この第22節の償還金利子及び割引料につきましても、新型コロナウイルス感染症セーフティーネット強化交付金返還金は、令和4年度のコロナ対策として令和4年6月議会で議決され執行いたしました。低所得の子育て世帯、ひとり親以外世帯分への生活支援を目的とした臨時特別給付金におきまして、概算で交付された国庫支出金について実績による精算を行い、返還金が生じたため、返還金分の増額補正をするものでございます。

○佐藤こども包括支援課長 4目母子父子福祉費です。助産事業につきましてもは経済的理由で入院助産を受けられない妊婦への分娩費用の助成事業ですが、令和4年度事業の利用者がなかったため、国庫支出金の返還金の増額補正をお願いするものです。

○菊田こども政策課長 低所得の子育て世帯生活支援特別給付金のひとり親世帯分、先ほどはひとり親以外世帯分でしたが、こちらは同様にひとり親世帯分についてのコロナ対策としての給付金、その精算による返還金分の増額補正でございます。つづきまして、第5目保育所費につきましてもは認定こども園土浦幼稚園整備事業ですが、認定こども園土浦幼稚園施設整備費等について減額補正をするものでございます。12節の委託料につきましてもは、園に導入した保育業務等支援システムに係る委託料の契約差金等を減額するものです。14節工事請負費につきましてもは整備工事費に係る地方債分の変更がございまして、財源更正を行うものでございます。17節備品購入費につきましてもは、園の運営に要する育児用物品や事務用品等の購入差金を減額するものでございます。

○野中保育課長 6目私立保育園費につきましてもは、全体で4,469万4,000円を減額補正を行うものでございます。説明欄を御覧いただきまして、まず私立保育園運営事業につきましてもは、19節扶助費において市内及び市外の私立保育園に対する施設型給付費が当初の見込人数と実際の執行人数に差が生じたためと、国の人事院勧告を踏まえた保育士等の人件費の公定価格の改正に伴う増額及び22節償還金利子及び割引料では、令和4年度に実施した子供のための教育保育、給付交付金、国庫支出金について精算の結果、一部返還金が生じたため、増額補正をお願いするものでございます。つぎに、私立認定こども園運営事業につきましてもは19節扶助費において保育士等の人件費の増額がありましたが、それ以上に、今まで私立保育園や私立認定こども園に支給する給付費については年度末で金額が確定するため多額の不用額を出しておりましたが、令和4年度に導入した保育所給付申請システムにより年度末を待

たなくても給費の実費等が判明したため、減額補正を行うものでございます。28ページをお願いいたします。そのほかに22節償還金利子及び割引料では、令和4年度に実施した子供のための教育保育給付交付金、国庫支出金について精算の結果、一部返還金が生じたため、増額補正を行うものでございます。つぎに、地域型保育運営事業につきましては、19節補助費において市内及び市外の地域型保育施設に対する施設型給付費が当初の見込人数と実際の執行人数に差が生じたためと、国の人事院勧告を踏まえた保育士等の人件費の公定価格の改定に伴い増額補正をお願いするものでございます。つぎに、障害児保育推進事業（私立分）については、18節負担金補助及び交付金が当初の見込人数と実際の執行人数に差が生じたため、減額補正をお願いするものでございます。私立幼稚園運営事業につきましては、19節扶助費において幼稚園教諭等の人件費の増額がありましたが、それ以上に、令和4年度に導入した保育所給付申請システムにより年度末を待たなくても給付費の実費が判明したため、減額補正をお願いするものでございます。つぎに、国庫支出金返還事業につきましては、22節償還金利子及び割引料において令和4年度に実施した子ども・子育て支援交付金、国庫支出金について精算の結果、一部返還金が生じたため、増額補正をお願いするものでございます。

○佐藤こども包括支援課長 9目つくし学園費のつくし学園運営事業につきましては、寄贈サービス付私募債による寄付金を活用しての指導用遊具購入のため、増額補正をお願いするものです。11目幼児言葉の教室運営事業及び29ページをお願いいたします。12目早期療育相談費、早期療育相談事業につきましては、いずれも療育の相談支援を行う会計年度任用職員の報酬で、実績見込み減のための減額補正でございます。

○野中保育課長 13目放課後児童費につきましては、全体で2,947万5,000円を減額補正を行うものでございます。説明欄のほうを御覧いただきまして、先日の事前委員会で御説明させていただきましたが、神立小学校第4児童クラブ室については今年度中にプレハブ造りでの建設を予定しておりましたが、2回の入札が不調になり、国と県に確認したところ、交付金の未契約繰越しが認められないため、今年度中の契約は見込めないことから、今年度に神立小学校第4児童クラブ室で予定していた予算につきまして減額補正をお願いするものでございます。また、22節償還金利子及び割引料では、令和4年度に実施した子ども・子育て支援交付金、国庫支出金について精算の結果、一部返還金が生じたため、増額補正をお願いするものでございます。

○坂本社会福祉課長 3項生活保護費です。1目生活保護総務費、22節償還金利子及び割引料の生活保護費国庫負担金返還金につきましては、令和4年度の精算に伴う

返還金の増額補正でございます。2目扶助費、19節扶助費は、今年度の医療扶助費の決算見込みにより不足が見込まれることから、増額補正をお願いするものです。

○矢口委員長 質疑がございましたら、お願いいたします。

○鈴木委員 今回目立つような気がするのですが、毎年こうなのかどうかちょっと記憶が定かではないのですが、6目の私立認定こども園の運営事業で減額が多くなっているのは、システムの導入だけでこんなことになるのでしょうか。この辺りをもう少し説明をお願いしたかったです。例えば先ほどの放課後児童みたいに建物の入札が不成立で、それでお金を使えなかったというのは分かるのですが、どうもこの6目のところが今ひとつよく分からない部分があって、もう一度説明のほうをお願いしたいです。

○野中保育課長 こちらの子供のための保育給付費交付金のほうなのですが、年度末のほうに金額が確定するため、今まで事前の補正が行えませんでしたので、不用額のほうはかなり多く出ておりました。不用額につきましては、令和3年度の時が市立保育園費のほうで2億8,359万6,844円、令和4年度の時が2億2,469万9,880円。こちらの令和4年度のほうにシステムを入れた関係で、ある程度私立保育園や認定こども園のほうの申請するお金の流れが見えましたので、もう完全に不要となる金額のほうは落とそうということで、今回減額補正のほうをお願いするものでございます。

○鈴木委員 そうすると、当初の予算を組むときによくこれだけ財政当局も認めてくれたなと思うぐらい多めに見積もっていたというところで、実質と照らし合わせた差額でも億以上出るとかというのが正直な感想なのですが、結果これは決算に反映されたときは不用額になって出てくるわけですね。

○野中保育課長 予算のほうなのですが、当課のほうでは上限のほうで予算要求をしております。各施設の定員の人数を基に予算を要求させてもらっております。その実人数とのかい離のほうで、確かに億単位の不用額は出ていたのですが、事前にこのシステムを入れたことによって、大分その不用額のほうは決算の時には縮小されると考えております。

○矢口委員長 確認なのですが、この仕組みは市内の保育園の定員が1年間ずっとフルに定員のままでいた金額を予算計上しておいて、実際には当然ですけど、定員のまま最後までずっとというのはあり得ないので、その差額というふうな考え方でよろしいのでしょうか。

○野中保育課長 委員長のおっしゃるとおりでございます。最小の定員のほうが1年間フルで在園するというので予算要求はしておりますが、実際は人の流れがありますので、その張り付きのほうもありますので、かなり実際は人数のかい離があるということでございます。

○矢口委員長 それが大體平均して年間2億円余り前後ということですね。

○吉田(千)委員 26ページの価格高騰重点支援給付金事業なのですが、この実績が分かれば教えてください。

○坂本社会福祉課長 給付世帯数1万5,260世帯になります。

○吉田(千)委員 1万5,260世帯に3万円という支給。それで、補正額が8,741万9,000円ということなのですが、この補正というのは要するに見込みが1万5,260世帯ということだったのでしょうか

○坂本社会福祉課長 当初1万8,000世帯を見込んでおりました、それが1万5,000世帯ということで、これだけの差額ということでなっております。

○吉田(千)委員 そうしますと、3,000世帯近くがここからは漏れているということですね。

○坂本社会福祉課長 漏れてというよりも、転入、転出等で足りなかった場合に、こちらの補助金がもらえない可能性がありますので、多めに予算化していたということになります。

○吉田(千)委員 そういう状況でのということをよく理解しましたので、大変失礼しました。今後こういうことがこれからもありますので、とにかくきちっと困っている人に届けられる、そういうことが一番大事だろうというふうに思いますので、その点よろしくをお願いします。

○矢口委員長 ほかにございますか。

(「なし」という声あり)

○矢口委員長 それでは、つづいて、4款のほうを説明をお願いいたします。

○水田健康増進課長 4款、30ページをお願いいたします。4款衛生費の1項保健衛生費、2目予防費でございます。二つ目の丸、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業につきましては、令和4年度の事業費が確定し、国から歳入した補助金が超過受入れとなったことから、返還金の増額補正をお願いするものでございます。二つ目の丸、新型コロナウイルスワクチン接種事業につきましては、はじめに、18節負担金補助及び交付金についてはコロナワクチン接種による健康被害を受けた方に対して給付額が確定したことから、救済給付額の増額補正をするもの、また、2点目、22節償還金利子及び割引料につきましては先ほどのものと同様、事業費の確定に伴う超過受入れ分を返還金として増額補正してお返しするものでございます。

○佐藤こども包括支援課長 6目母子保健事業費です。一つ目、母子保健事業につきましては、妊娠届出数や出生数の減による医療機関での妊婦や乳児の健康診査委託料の減額補正でございます。次の産婦健康診査事業、その次の多胎妊婦健康診査支援事

業につきましては、令和4年度の事業におきましていずれも見込みと受診者数に差が生じたため、国庫支出金の返還金による増額補正でございます。

○水田健康増進課長 つづきまして、7目診療所費でございます。昨日の歳入のところでも触れておりますが、休日緊急診療所の受診者数が増加したことに伴い診療報酬の増額を歳入のほうで見込ませていただいたことから、財源更正をお願いするものでございます。8目保健センター費につきましては、光熱水費につきまして実績に応じて減額補正をするものでございます。

○塚本教育総務課長 議案書のほうは37ページの2番目の表をお願いいたします。9款教育費、1項教育総務費、2目事務局費、右側説明欄になります教育一般管理事業、12節委託料は、児童生徒が校外活動時に使用する教育委員会バスの運転管理委託料につきまして、入札結果による単価の減額及び予定数量の変更に伴い減額補正をするものでございます。

○田上指導課長 学校教育指導事業でございますが、13節使用料及び賃借料は市内中学校の合唱祭で利用する市民会館の使用料でございます会場借上料で、土浦第六中学校、新治学園につきまして音楽祭の開催方法変更、規模縮小を行ったため、減額補正をするものでございます。つづきまして、教育相談室管理運営事業でございますけれども、こちら報酬の減につきましては、教育相談員1名について4月1日付けで採用ができず、途中採用となったための減額補正をするものでございます。需用費の減につきましては、電気代が業者変更等により見込みよりも割安となったための減額補正をするものでございます。つづきまして、部活動改革推進事業でございますけれども、報酬の減につきましては、部活動指導員の報酬について予算要求時は最大勤務時間で予算を立てておりますが、実際の執行額に差額が生じたため、減額補正をするものでございます。旅費の減につきましては採用されております部活動指導員の通勤手当の支給単価が見込みよりも低く納まったため、歳出予算を減額補正するものでございます。つづきまして、教育相談室及び宍塚書庫改修事業でございますが、工事請負費の減につきましては、予算額と契約額の差額を減額補正するものでございます。

○塚本学務課長 38ページをお願いいたします。2目事務局費の続きでございます。教育支援相談員配置事業につきましては、教育支援相談員の退職や勤務日数の減少による報酬及び職員手当の減額補正でございます。つづきまして、2項小学校費、1目学校管理費でございますが、小学校管理事務事業につきましては小学校プール開放を実施しなかったことによるプール監視員報酬等の減額や、国の緩和措置等により電気及び都市ガスが見込額を大きく下回ったことによる光熱水費の減額、プール学習日数の減少による委託料の減額などが主なものであり、減額補正をお願いするものでございます。つづきまして、小学校特別支援教育支援員配置事業につきましては、特別支

援教育支援員の退職や勤務日数の減少等による報酬及び職員手当の減額補正でございます。小学校医療的ケア児支援事業につきましては、対象予定の児童4名のうち、1名が市立学校へ進学しなかったことによる委託料の減額補正でございます。2目教育振興費でございますが、小学校楽器整備事業につきましては、契約額の確定による備品購入費の減額補正でございます。

○田上指導課長 小学校観劇音楽鑑賞補助事業でございますが、補助金の減については補助対象事業である観劇音楽鑑賞教室を実施しなかった小学校が4校ございまして、その分の歳出予算を減額補正するものでございます。

○塚本教育総務課長 3目になります。3目学校建設費、右側説明欄、小学校長寿命化改良事業は、国の補正により歳入であります国の学校施設環境改善交付金について令和6年度から5年度への前倒し内定があったことから、増額計上するものでございます。対象施設は都和南小学校及び乙戸小学校の2校で、共に校舎棟及び屋内運動場棟でございます。12節委託料、こちら2校分の工事管理委託料、13節使用料及び賃貸借料、こちらは2校分の仮設校舎賃貸借料、14節工事請負費、こちらは2校分の長寿命化改良工事費でございます。なお、本事業については年度内の工事完了が見込めないことから、6年度に繰越しをいたします。つづきまして、小学校遊具大規模修繕事業はふるさと土浦応援寄付金、企業版ふるさと納税を活用し、下高津小学校の遊具を更新するものでございます。なお、本事業につきましても年度内の工事完了が見込めないことから、6年度に繰越しをいたします。39ページをお願いいたします。小学校プール整備基本計画策定事業は契約額の確定に伴い、委託料について減額計上するものでございます。

○塚本学務課長 つづきまして、3項中学校費、1目学校管理費でございますが、中学校管理事務事業につきましては国の緩和措置等により電気及び都市ガスが見込額を大きく下回ったことによる光熱水費の減額や、プール学習日数の減少による委託料の減額などが主なものであり、減額補正をお願いするものでございます。つづきまして、中学校特別支援教育支援員配置事業につきましては、特別支援教育支援員の勤務日数の減少等による報酬及び職員手当の減額補正でございます。2目教育振興費でございますが、中学校楽器整備事業につきましては、契約額の確定による備品購入費の減額補正でございます。

○塚本教育総務課長 3目学校建設費、中学校長寿命化改良事業は小学校費同様、国の補正により歳入であります国の学校施設環境改善交付金について令和6年度から5年度への前倒し内定があったことから、増額計上するものでございます。12節委託料、14節工事請負費は、共に土浦第二中学校武道場長寿命化改良工事に伴う経費でございます。つづきまして、中学校屋外教育環境施設整備事業、14節工事請負費に

つきましては国の学校施設環境改善交付金を活用し、土浦第四中学校グラウンドについて長年雨水の排水や浸透の悪さがあることから、不陸整正、防じん、排水対策を施し、グラウンド整備を行うものでございますが、併せて不具合箇所のフェンスなどの困障工事及び植栽工事を実施するもので、長寿命化改良事業同様、国の補正により前倒し内定があったことから、増額計上をするものでございます。なお、両事業ともに年度内の工事完了が見込めないことから、6年度に繰越しをいたします。

○佐賀生涯学習課長 40ページをお願いいたします。4項社会教育費、1目社会教育総務費中、説明欄、生涯学習推進事業でございます。7節報償費につきましては、各種講座の講師に市職員を活用するなど講師謝礼等が不要となったことから、減額補正をするものです。13節駐車場の使用料につきましては県南生涯学習センターの利用者が想定より少なかったことから、不用額を減額補正するものです。つづきまして、家庭教育支援事業でございます。7節報償費につきましては、本年度より開始した訪問型家庭教育支援の活動に従事する支援員の活動時間や、人員が想定より少なかったことから、不用額を減額補正するものでございます。つづきまして、コミュニティスクール導入事業でございます。7節報償費につきましては、本年度より全ての市立小中義務教育学校に設置した学校運営協議会の委員について当初各校15名を上限といたしましたが、支給対象となる委員が減少したことから、不用額を減額補正するものでございます。

○中澤文化振興課長 4目芸術文化振興費、24節積立金につきましては、文化振興基金の預金利子が確定したことから、3万円の増額補正をお願いするものです。

○佐賀生涯学習課長 つづきまして、6目公民館費中、荒川沖地区学習等供用施設管理運営事業でございます。12節委託料につきましては、東部地区学習等供用施設の耐震診断を実施した契約差金を減額補正するものです。つづきまして、12目青少年の家管理費中、青少年の家管理運営事業でございます。10節需用費につきましては、主に水道の埋設管の漏水箇所が判明し、修繕をしたことにより光熱水費の不用額を減額補正するものでございます。

○寺崎スポーツ振興課長 資料40ページの下の方から41ページにかけての保健体育費、1目の保健体育総務費をお願いいたします。社会体育一般管理事業ですが、8節旅費については、関東スポーツ推進委員研究大会に出席するための旅費について当初より参加者が減となり、不用額を減額するものです。つづきまして、2目社会体育振興費です。スポーツ及び運動競技推進事業の12節委託料については、市民体育祭開催委託料ですが、全15地区中、開催に至ったのが11地区となったため、当初予算との契約差額を不用額として減額補正するものです。18節負担金補助及び交付金については小中学校児童生徒各種大会参加等補助金ですが、想定より当該補助金の申請及

び給付が少なかったため、不用額を減額補正するものです。つぎに、3目体育施設費です。体育施設維持管理事業の10節需用費の光熱水費のうち、電気料について令和4年度から続いた電気代高騰を受け予算を高く見込んでおりましたが、不用額が生じることとなったため、減額補正するものです。その下、川口運動公園整備事業からは全て契約の差額に伴う減額補正となります。上から順に、12節委託料は、川口運動公園の陸上競技場管理棟とテニスコート管理棟の耐震診断委託料です。14節工事請負費は、川口運動公園野球場スコアボードの改修工事です。つぎに、新治トレーニングセンター整備事業の12節委託料は、同施設の換気設備改修工事に伴うアスベスト調査委託です。市立武道館整備修繕事業の14節工事請負費は、当施設の換気設備改修工事です。一番下の新治運動公園テニスコート整備修繕事業の14節工事請負費は、同公園テニスコートの人工芝改修工事です。以上については、当初予算との契約差額を不用額として減額補正するものでございます。

○小池学校給食センター所長 5目学校給食費につきましては、決算見込みに伴い不用となった額の減額補正を行うものでございます。まず土浦市立学校給食センター管理運営事業につきましては、燃料費のLPガス代及び光熱水費の電気代が当初の見込みより低く抑えられたこと、また、委託料につきましては、給食輸送委託料について入札により契約先が生じたことにより減額補正を行うものでございます。つぎに、学校給食費徴収管理事業につきましては、令和5年10月分から市立の小中学校、義務教育学校の児童生徒分の給食費を無償としたことに伴い給食費の口座振替手数料等が不要となったことから、減額補正するものでございます。

○矢口委員長 それでは、ここまでの件につきまして御質疑はございますでしょうか。
(「なし」という声あり)

○矢口委員長 なきようですので、次にまいります。第3表繰越明許費のところからお願いいたします。

○坂本社会福祉課長 資料の8ページへお戻り願います。第3表繰越明許費です。3款民生費、1項社会福祉費の総合福祉会館設備事業につきましてはウララ2の総合福祉会館エアコンの更新工事で、年度末までに事業が完了しないことから、記載のとおり繰越明許費をお願いするものです。

○刈山高齢福祉課長 同じく1項社会福祉費、2段目になります老人福祉センター等整備事業につきましては老人福祉センターのエアコン更新工事のほうで年度内に工事が終了できる見込みがないことから、6年度に繰越しをお願いするものでございます。

○菊田こども政策課長 つづきまして、第2項児童福祉費です。子ども・子育て支援事業計画策定事業につきましては、第3期の子ども・子育て支援事業計画、子どもの貧困対策計画、ヤングケアラー対策計画と市町村こども計画を一体的に策定する予定

ですが、こども家庭庁からの計画に係る指針の詳細の公開が遅れたことに伴い、計画に係るアンケート調査の委託契約、そして、事業スケジュールが遅れることとなったため、翌年度に繰越しを行うものでございます。

○水田健康増進課長 4款衛生費、1項保健衛生費の新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業、本年度までの残務処理に必要となる事務経費及び新型コロナウイルスワクチン接種事業につきまして、今月までの接種費用につきましては医療機関に対するの支払は繰り越した令和6年度での費用での執行となることから、繰越措置をお願いするものでございます。なお、この繰越分についても国の補助金負担金の10分の10の対象となるものでございます。

○塚本教育総務課長 9款教育費、2項小学校費、小学校長寿命化改良事業については、都和南小及び乙戸小学校の長寿命化改良工事に係る経費です。3項中学校費、中学校長寿命化改良事業は土浦第二中学校武道場長寿命化改良工事に係る経費、その下、中学校屋外教育環境施設整備事業は土浦四中クラウド等の整備に係る経費で、いずれも国の交付金を活用して事業を実施するもので、金額につきましては第10回補正額と同額でございます。また、2項小学校費、小学校遊具大規模修繕事業はふるさと土浦応援寄付金を活用し、下高津小学校の遊具を更新するための経費でございます。こちらにつきましても第10回歳出補正予算額と同額でございます。4事業ともに、年度内の事業終了が見込めないことから、繰越しをお願いするものでございます。

○寺崎スポーツ振興課長 5項保健体育費、市立武道館整備修繕事業でございますが、年度末の入札によりポンプユニット修繕事業のほうの不調となったため、6年度に繰越しをさせていただくものです。

○田上指導課長 9ページをお願いいたします。第4表債務負担行為補正の変更でございます。外国語指導事業でございますが、債務負担の設定額につきましては参考見積りを基に設定をいたしました。その後、プロポーザルによる選定を経て契約業者が決定をいたしました。その契約業者が示しましたその額に変更したものでございます。

○矢口委員長 以上の点につきまして質疑はございますでしょうか。

(「なし」という声あり)

○矢口委員長 なきようですので、それでは、ここで賛否を確認いたします。この議案第39号について賛成とする方は挙手を願います。

(7名全員挙手)

○矢口委員長 全員賛成と認めます。以上で、予算決算委員会文教厚生分科会を閉会いたします。